

京丹後市国土強靱化地域計画 新旧対照表

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|-----------------------------------|
| 表紙 | <p>京丹後市国土強靱化地域計画</p> <p>令和2年7月 京丹後市</p> | <p>京丹後市国土強靱化地域計画</p> <p><u>令和4年7月</u> 京丹後市</p> <p><u>(改定履歴)</u> <u>令和2年7月策定</u> <u>令和4年7月改定</u></p> | <p>時点修正</p> |
| 目次 | <p>はじめに 1</p> <p>1 <u>計画の策定趣旨</u></p> <p>2 <u>計画の位置づけ</u></p> <p>3 <u>計画期間</u></p> <p>第5章 計画の推進 37</p> <p>1 <u>計画の推進・進捗管理・見直し</u></p> <p>2 <u>施策の重点化</u></p> | <p>はじめに 1</p> <p>1 趣旨</p> <p>2 計画の位置づけ</p> <p>3 計画期間</p> <p>第5章 計画の推進 37</p> <p>1 計画の進捗管理</p> <p>2 施策の重点化</p> | <p>(2) 改定の趣旨に移項</p> <p>表現の適正化</p> |
| 1 | <p>はじめに</p> <p>1 <u>計画の策定趣旨</u></p> <p><u>近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が全国的に増加しており、本市においても特に、平成29年台風第18号、平成30年7月豪雨においては、市内に甚大な被害をもたらした。また、南海トラフ地震等が近い将来に発生する可能性が高いと予測されていることや東日本大震災、熊本地震などから得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、社会生活や経済が機能不全に陥ることのないよう、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めるとともに、従来の防災・減災の在り方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが重要となっている。</u></p> <p><u>国においては、大規模自然災害等に備えた国土全般にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)(以下、「強靱化基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が策定された。</u></p> <p><u>また、京都府においても、国が示す国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28年11月に「京都府国土強靱化地域計画」が策定されている。</u></p> <p>こうした動きの中で、本市では、平成27年3月に平成27年度から令和6年度まで10</p> | <p>はじめに</p> <p>1 趣旨</p> <p><u>(1) これまでの経過</u></p> <p><u>平成25年12月に、大規模自然災害等に備えた国土全般にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)以下「強靱化基本法」という。)が公布・施行された。</u></p> <p><u>平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が策定された。また、平成30年12月には、その後頻発した災害を踏まえた脆弱性評価や重要インフラ緊急点検の結果をもとに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されるとともに同計画が改定された。</u></p> <p><u>さらに、令和2年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることとされている。</u></p> <p><u>また、京都府においても、国が示す国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28年11月に「京都府国土強靱化地域計画」が策定され、令和3年3月には、こうした国の動向なども踏まえ、同計画が改定された。</u></p> <p>こうした動きの中で、本市では、平成27年3月に、平成27年度から令和6年度</p> | <p>(2) 改定の趣旨に移項</p> <p>表現の適正化</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|--|
| 2 | <p>年間を計画期間とする「京丹後市第2次総合計画」を策定し、この計画に基づき、消防防災体制の充実を図るとともに、防災・社会基盤の整備等を行ってきたところであるが、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民及び国、府、近隣市町、事業者等とともに強靱で安心・安全なまちづくりを一層進めていくことを目的として、「京丹後市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>本計画は、強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置付ける。</p> <p>そのため、策定に当たっては、地域防災計画をはじめとする本市の各種計画の国土強靱化に係る計画、京都府の国土強靱化に係る諸計画との調和を図ることとする。</p> <p>3 計画期間</p> <p>概ね10年後を見据えつつ、5年間を推進期間とする。ただし、それ以前であっても、国や京都府の動向、社会経済状況等の変化等により、<u>また、令和2年度に見直す京丹後市第2次総合計画「基本計画」に併せて、必要に応じて見直しを検討する。</u></p> | <p>まで10年間を計画期間とする「京丹後市第2次総合計画」を策定し、この計画に基づき、消防防災体制の充実を図るとともに、防災・社会基盤の整備等を行ってきたところであるが、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民及び国、府、近隣市町、事業者等とともに強靱で安心・安全なまちづくりを一層進めていくことを目的として、<u>令和2年7月、「京丹後市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定したところである。</u></p> <p>(2) 改定の趣旨</p> <p><u>近年の気候変動等に伴い、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が全国的に増加しており、本市においても特に、平成29年台風第18号、平成30年7月豪雨においては、市内に甚大な被害をもたらした。また、南海トラフ地震等が近い将来に発生する可能性が高いと予測されていることや東日本大震災、熊本地震などから得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。さらに世界規模で新型コロナウイルス感染症が大流行し、日本でも医療崩壊の危機に対し緊急事態宣言が発出されるとともに、避難所で新型コロナウイルス感染拡大が発生するなど、これまで想定していなかった新たなリスクも発生している。そのため、国土強靱化の取組は喫緊の課題である。</u></p> <p><u>また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となっていることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。</u></p> <p><u>さらに、防災・減災、国土強靱化の取組をより効率的に進めるためには、近年急速に開発が進むデジタル技術の活用等が不可欠である。</u></p> <p><u>このたび、本計画の策定からこれまでの取組を点検するとともに、近年の災害や新たなリスクから得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化、国や京都府の動向なども踏まえつつ、本計画の改定を行うこととする。</u></p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>本計画は、強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置付ける。</p> <p>そのため、地域防災計画をはじめとする本市の各種計画の国土強靱化に係る計画、京都府の国土強靱化に係る諸計画との調和を図ることとする。</p> <p>3 計画期間</p> <p>概ね10年後を見据えつつ、5年間を推進期間とする。ただし、それ以前であっても、国や京都府の動向、社会経済状況等の変化等により、必要に応じて見直しを検討する。</p> | <p>時点修正</p> <p>京丹後市第2次総合計画「基本計画」が策定されたため削除</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|---|---|
| 3 | <p>第1章 京丹後市国土強靱化地域計画の基本的な考え方</p> <p>1 基本目標</p> <p>災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。</p> <p>2 京丹後市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針</p> <p>事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、市内で発生した風水害のほか、東日本大震災や熊本地震、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害など、過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。</p> <p>(1) 国土強靱化の取組姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、府、市町村、事業者等の一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。</u> ・ 本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。 ・ 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM (Evidence-based Policymaking : 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。 ・ 海岸から内陸、山間部まで地域の特性に配慮し、地域間の連携を強化するとともに、安心・安全なまちづくりを進めることにより、地域の活力を高める視点を持つこと。 ・ 本市の経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。 <p>(2) 適切な施策の組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、<u>災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ</u>て効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。 ・ <u>「自助」・「共助」・「公助」の観点から、行政と事業者や市民が適切に連携し、役割分担して取り組むこと。</u> ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。 <p>(3) 効率的な施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、<u>効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。</u> | <p>第1章 京丹後市国土強靱化地域計画の基本的な考え方</p> <p>1 基本目標</p> <p>災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼす<u>おそれ</u>がある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。</p> <p>2 京丹後市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針</p> <p>事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、市内で発生した風水害のほか、東日本大震災、<u>平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で発生した令和2年7月豪雨等をはじめとする</u>過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。</p> <p>(1) 国土強靱化の取組姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。 ・ 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM (Evidence-based Policymaking : 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。 ・ 海岸から内陸、山間部まで地域の特性に配慮し、地域間の連携を強化するとともに、安心・安全なまちづくりを進めることにより、地域の活力を高める視点を持つこと。 ・ 本市の経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。 ・ <u>市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。</u> <p>(2) 適切な施策の組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。 ・ <u>「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と事業者や市民が適切に連携し、役割分担して取り組むこととし、特に重大性、緊急性、危険性が高い場合には、国や府と連携して中核的な役割を果たすこと。</u> ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。 <p>(3) 効率的な施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人口の減少等に起因する市民の需要の変化、</u>気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、<u>財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に</u>配慮 | <p>災害対策基本法に合わせた修正</p> <p>・ 時点修正</p> <p>・ 新型コロナウイルス感染症の流行</p> <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |
| 4 | | | |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|-------------------------|
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。 <p>第2章 京丹後市の地域特性等</p> <p>2 気象</p> <p>本市の気候は、典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては時雨や雪の日が多く、北西の風によってめまぐるしく変わる丹後特有の「うらにし」を生む。積雪は、山間部では1mに及ぶところもある。平成2（1990）年から令和元（2019）年の平均気温は15.4℃で、夏期の8月では26.8℃、冬期の1月で5.1℃と寒暖の差が大きい。</p> <p>3 人口</p> <p>平成27年の国勢調査で、本市は、前回調査（平成22年）と比べ、人口は59,038人から55,054人へと、3,984人減少した。減少率は△6.7%で、府内の市においては2番目に高い減少率となった。世帯数は、20,690世帯（2.85人/世帯）から20,469世帯（2.69人/世帯）へと221世帯減少し、高齢化率も30.9%から35.3%へと、4.4ポイント上昇した。</p> <p>このように、本市の人口減少と高齢化は、依然として進んでいるとともに、地域偏在化が加速しており、災害発生時の住民又は集落の孤立防止の観点から留意が必要である。</p> | <p>して施策の重点化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。 <u>科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。</u> <p>第2章 京丹後市の地域特性等</p> <p>2 気象</p> <p>本市の気候は、典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては時雨や雪の日が多く、北西の風によってめまぐるしく変わる丹後特有の「うらにし」を生む。積雪は、山間部では1mに及ぶところもある。平成2（1990）年から令和2（2020）年の平均気温は15.4℃で、夏期の8月では26.9℃、冬期の1月で5.3℃と寒暖の差が大きい。</p> <p>3 人口</p> <p>令和2年の国勢調査で、本市は、前回調査（平成27年）と比べ、人口は55,054人から50,860人へと、4,194人減少した。減少率は△7.6%で、府内の市においては2番目に高い減少率となった。世帯数は、20,469世帯（2.69人/世帯）から20,093世帯（2.46人/世帯）へと376世帯減少し、高齢化率も35.3%から38.1%へと、2.8ポイント上昇した。</p> <p>このように、本市の人口減少と高齢化は、依然として進んでいるとともに、地域偏在化が加速しており、災害発生時の住民又は集落の孤立防止の観点から留意が必要である。</p> | <p>時点修正</p> |
| 6 | <p>第3章 脆弱性評価</p> <p>強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を次の枠組及び手順により行った。</p> <p>1 想定するリスク</p> <p>市民生活及び経済への影響にかんがみ、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）、日本海側における津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。</p> | <p>第3章 脆弱性評価</p> <p>強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を次の枠組及び手順により行った。<u>脆弱性評価の結果は（別紙）のとおり。</u></p> <p>1 想定するリスク</p> <p>市民生活及び経済への影響を考慮して、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）、日本海側における津波及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する有害物質の拡散・流出等の二次災害、<u>また、大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生する等の複合災害</u>を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。</p> | <p>新型コロナウイルス感染拡大を想定</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|---------------------------------------|---------------|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|--|-----|----------------------|-----|---|-------------------|-----|-----|-----|------------------------|-----|-----|-----|-------------------|-----|-----|-----|-----------------------|-----|---------------------------------|-----|------------------------------------|-----|-----|-----|-------------------------|-----|-----|-----|-----------------------|-----|-------------------|-----|---------------------------|--------------|-----|-----|---|------|------------|---------------|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|---|-----|---|-------------------|-----|-----|-----|---|-----|-----|-----|-------------------|-----|-----|-----|------------------------|-----|---------------------------------|-----|---|-----|-----|-----|-------------------------|-----|-----|-----|-------------------------------|-----|---------------------------|-----|---------------------------|-----|---|---------------------------------------|
| 8 | <p>(1) 地震・津波</p> <p>① 南海トラフ地震</p> <p>30年以内の発生確率が70%～80%（令和2年1月時点）と高くなっている南海トラフ地震について、京丹後市では震度5強の揺れ、全壊建物510棟の被害が生ずることが想定されている。（内閣府のデータを基にした府被害想定〔2014〕）</p> <p>(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等</p> <p>本市では、昭和34（1959）年の伊勢湾台風により、久美浜町で死者6名、重軽傷者61名、全壊97戸、丹後町で竹野川護岸決壊するなど、多くの被害が出た。昭和36年（1961）年の第2室戸台風でも、死者1名、軽傷5名、全壊75戸、半壊74戸のほか、多くの浸水被害が発生した。</p> <p>さらに、昭和47年（1972）年の台風等では、死者2名、全壊3戸、半壊5戸、床上浸水94戸、床下浸水1,347戸のほか、道路や河川に多くの被害が出た。</p> <p>また、平成16（2004）年度から平成30（2019）年度までの15年間に発生した主な風水害は次のとおりである。</p> | <p>(1) 地震・津波</p> <p>① 南海トラフ地震</p> <p>30年以内の発生確率が70%～80%（令和3年1月時点）と高くなっている南海トラフ地震について、京丹後市では震度5強の揺れ、全壊建物510棟の被害が生ずることが想定されている。（内閣府のデータを基にした府被害想定〔2014〕）</p> <p>(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等</p> <p>本市では、昭和34（1959）年の伊勢湾台風により、久美浜町で死者6名、重軽傷者61名、全壊97戸、丹後町で竹野川護岸が決壊するなど、多くの被害が出た。昭和36年（1961）年の第2室戸台風でも、死者1名、軽傷5名、全壊75戸、半壊74戸のほか、多くの浸水被害が発生した。</p> <p>さらに、昭和47（1972）年の台風等では、死者2名、全壊3戸、半壊5戸、床上浸水94戸、床下浸水1,347戸のほか、道路や河川に多くの被害が出た。</p> <p>また、平成16（2004）年度から令和3（2021）年度までの17年間に発生した主な風水害は次のとおりである。</p> | <p>時点修正</p> <p>・字句修正</p> <p>・時点修正</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | <p>2 京丹後市における「起きてはならない最悪の事態」</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="261 989 1308 1841"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>事前に備えるべき目標</th> <th>起きてはならない最悪の事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2-5</td> <td>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</td> </tr> <tr> <td>2-6</td> <td>被災地における疫病・感染症等の大規模発生</td> </tr> <tr> <td>2-7</td> <td>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 必要不可欠な行政機能は確保する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3-3</td> <td>市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5 経済活動を機能不全に陥らせない</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5-4</td> <td>海上輸送の機能の停止による物流の甚大な影響</td> </tr> <tr> <td>5-5</td> <td>基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</td> </tr> <tr> <td>5-6</td> <td>金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7-5</td> <td>有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大</td> </tr> <tr> <td>7-6</td> <td>農地・森林等の荒廃による被害の拡大</td> </tr> <tr> <td>7-7</td> <td>原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散</td> </tr> <tr> <td>8 地域社会・経済が迅速</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | (略) | (略) | (略) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | (略) | (略) | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | 3 必要不可欠な行政機能は確保する | (略) | (略) | 3-3 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | (略) | (略) | (略) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない | (略) | (略) | 5-4 | 海上輸送の機能の停止による物流の甚大な影響 | 5-5 | 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 | 5-6 | 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響 | (略) | (略) | (略) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | (略) | (略) | 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大 | 7-6 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | 7-7 | 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散 | 8 地域社会・経済が迅速 | (略) | (略) | <p>2 京丹後市における「起きてはならない最悪の事態」</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1368 989 2415 1841"> <thead> <tr> <th>基本目標</th> <th>事前に備えるべき目標</th> <th>起きてはならない最悪の事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2-5</td> <td>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・感染症のまん延、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</td> </tr> <tr> <td>2-6</td> <td>劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 必要不可欠な行政機能は確保する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3-3</td> <td>市の職員・施設等の被災・感染症のまん延による機能の大幅な低下</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5 経済活動を機能不全に陥らせない</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5-4</td> <td>海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響</td> </tr> <tr> <td>5-5</td> <td>基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</td> </tr> <tr> <td>5-6</td> <td>金融サービス・宅配・信書便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7-5</td> <td>有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃</td> </tr> <tr> <td>7-6</td> <td>農地・森林等の被害による国土の荒廃</td> </tr> <tr> <td>7-7</td> <td>原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散</td> </tr> <tr> <td>7-8</td> <td>大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止</td> </tr> </tbody> </table> | 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | (略) | (略) | (略) | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | (略) | (略) | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・ 感染症のまん延 、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | 2-6 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | 3 必要不可欠な行政機能は確保する | (略) | (略) | 3-3 | 市の職員・施設等の被災・ 感染症のまん延 による機能の大幅な低下 | (略) | (略) | (略) | 5 経済活動を機能不全に陥らせない | (略) | (略) | 5-4 | 海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響 | 5-5 | 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 | 5-6 | 金融サービス・ 宅配・信書便 等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響 | (略) | (略) | (略) | 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | (略) | (略) | 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出による 国土の荒廃 | 7-6 | 農地・森林等の 被害による国土の荒廃 | 7-7 | 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散 | 7-8 | 大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止 | <p>・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>・医療部修正</p> |
| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2-7 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3-3 | 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5-4 | 海上輸送の機能の停止による物流の甚大な影響 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5-5 | 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5-6 | 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7-6 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7-7 | 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 地域社会・経済が迅速 | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本目標 | 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・ 感染症のまん延 、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2-6 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3-3 | 市の職員・施設等の被災・ 感染症のまん延 による機能の大幅な低下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5-4 | 海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5-5 | 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5-6 | 金融サービス・ 宅配・信書便 等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7-5 | 有害物質の大規模拡散・流出による 国土の荒廃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7-6 | 農地・森林等の 被害による国土の荒廃 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7-7 | 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7-8 | 大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|--|--|--|-----|--|--|--|-------------------------------------|-----|--|-----|--|--|--|
| | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="261 289 439 443">速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</td> <td data-bbox="439 289 694 443">8-2</td> <td data-bbox="694 289 1308 443">復興を支える体制等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="261 443 1308 451">(略)</td> </tr> </table> | 速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-2 | 復興を支える体制等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | (略) | | | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1368 289 1537 443">8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</td> <td data-bbox="1537 289 1792 443">(略)</td> <td data-bbox="1792 289 2407 443">8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1368 443 2407 451">(略)</td> </tr> </table> | 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | (略) | 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | (略) | | | |
| 速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-2 | 復興を支える体制等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | (略) | 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | <p>第4章 国土強靱化の推進方針</p> <p>1 国土強靱化に関する施策分野</p> <p>本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の11の個別の施策分野と2つの横断的分野とする。</p> <p>[個別施策分野]</p> <p>(略)</p> <p>(10) <u>首都機能バックアップ等</u></p> | <p>第4章 国土強靱化の推進方針</p> <p>1 国土強靱化に関する施策分野</p> <p>本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の11の個別の施策分野と4つの横断的分野とする。</p> <p>[個別施策分野]</p> <p>(略)</p> <p>(10) <u>中央官庁機能バックアップ等</u></p> | 京都府国土強靱化地域計画の改定 | | | | | | | | | | | | |
| 15 | <p>[横断的分野]</p> <p>(1) リスクコミュニケーション</p> <p>(2) 老朽化対策</p> <p>2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針</p> <p>上記1で設定した13の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。</p> <p>これら13の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。</p> <p>(略)</p> <p>[個別施策分野]</p> <p>(1) 行政機能／消防等</p> <p>(災害対策本部の運営強化等)</p> <p>(略)</p> <p>○ 府中・北部の6消防本部による「<u>新たな消防広域連携のあり方検討会</u>」で、<u>持続可能な消防行政を広域連携で行うことを検討する。</u></p> <p>(消防本部)</p> <p>(府や市町村及び部局間の連携強化)</p> <p>○ <u>WebEOC（ネットを活用した防災情報の共有システム）</u>を効率的に活用した訓練や災害対策本部会議訓練、救助・救出活動や物資搬送等の防災訓練、府や府内</p> | <p>[横断的分野]</p> <p>(A) リスクコミュニケーション</p> <p>(B) <u>人材育成</u></p> <p>(C) <u>官民連携</u></p> <p>(D) 老朽化対策</p> <p>2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針</p> <p>上記1で設定した15の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。</p> <p>これら15の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。</p> <p>(略)</p> <p>[個別施策分野]</p> <p>(1) 行政機能／消防等</p> <p>(災害対策本部の運営強化等)</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>「京都府消防体制の整備推進計画」に基づき、府中・北部6消防本部による消防指令センターの共同運用を推進するとともに、特定業務での連携等について検討を進める。</u></p> <p>(消防本部)</p> <p>(府や市町村及び部局間の連携強化)</p> <p>○ <u>京都府総合防災情報システム</u>を効率的に活用した訓練や災害対策本部会議訓練、救助・救出活動や物資搬送等の防災訓練、府や府内市町村と共同した被災者生活再</p> | <p>「京都府消防体制の整備推進計画」改定により精査（消防本部）</p> <p>時点修正</p> | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | | | |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|---|
| 17 | <p>市町村と共同した被災者生活再建支援システムの活用等により、災害発生時に市町村や部局間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。 (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>(救助・救出活動の能力向上) (略) ○ 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、府、関係自治体、警察、消防と消防団、自治会等との連携を強化する。 (総務部、消防本部)</p> <p>(略) ○ <u>災害対策要員や装備資機材及び備蓄物資を計画的に確保し、災害発生に備えた防災倉庫等の保管拠点を整備する。</u> (総務部、消防本部)</p> <p>○ 研修・教育等を積極的に実施し、市職員等の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握するとともに、被災遺族等への対応訓練を行う。 (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>(物資等の備蓄、供給対策) ○ 府の「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、府との連携や民間事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。 (総務部)</p> <p>(警察機能の維持対策の推進) ○ 警察機能の不全に備えて、<u>警察署の移転先の確保等機能維持対策</u>に協力する。 (市民環境部)</p> <p>(原子力災害対策の推進) (略) ○ 福井県内の原子力発電所における過酷事故に伴う放射性物質の放出・拡散から市民の安全を確保するため、<u>避難行動要支援者を含む避難計画の実効性を確保するとともに、訓練等を通じて継続的に見直しを行う。</u> (総務部)</p> | <p>建支援システムの活用等により、災害発生時に市町村や部局間で円滑に情報を共有し、連携して<u>大規模災害や複合災害に対する</u>応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を強化する。 (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>(救助・救出活動の能力向上) (略) ○ 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、府、関係自治体、警察、消防と消防団、自治会等との連携を強化するとともに、<u>地元消防団を中心とする中山間地域のふるさとレスキューに取り組む。</u> (総務部、消防本部)</p> <p>(略) ○ 研修・教育等を積極的に実施し、市職員等の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握する。 (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>(物資等の備蓄、供給対策) ○ 府の「公的備蓄等に係る基本的な考え方」に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、府との連携や民間事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を確保する。 (総務部)</p> <p>(警察機能の維持対策の推進) ○ 警察機能の不全に備えて、<u>確保している警察署の代替施設への移転訓練を行うなど、平時から管内情勢を踏まえた機能維持対策</u>に協力する。 (市民環境部)</p> <p>(原子力災害対策の推進) (略) ○ 福井県内の原子力発電所における過酷事故に伴う放射性物質の放出・拡散から市民の安全を確保するため、訓練等を通じて<u>避難計画を継続的に見直し実効性を確保する。</u> (総務部)</p> | <p>移転先の確保が完了</p> <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |
| 18 | <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化(全93棟中) 91%(R2) (施設所管部局) ・重点備蓄品目充足率(市) アルファ米100%、飲料水100%、毛布46%(R元) (総務部) ・消防団車両の更新(20年未満の車両割合) 77.9%(R元) →100%(R5) (消防本部) <p>(2) 住宅・都市/環境 (多数の者が利用する建築物等の耐震化) (略)</p> | <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化(全93棟中) 91%(R2) (施設所管部局) ・重点備蓄品目充足率(市) アルファ米100%、飲料水100%、毛布23%(R3) (総務部) ・消防団車両の更新(20年未満の車両割合) 77.9%(R元) →100%(R5) (消防本部) <p>(2) 住宅・都市/環境 (多数の者が利用する建築物等の耐震化) (略)</p> | <p>時点修正</p> <p>・京都府国土強靱化地域計画の改定 ・字句修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|---|---|
| 19 | <p>○ <u>多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋りょうや高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する。</u> (市長公室)</p> <p>(建築物、宅地の危険度判定)</p> <p>○ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について、府と連携し、危険度判定を<u>早急</u>に実施できる体制を充実・強化する。 (建設部)</p> <p>(室内の安全対策、火災発生防止対策の推進)</p> <p>(略)</p> <p>○ 火災予防運動やイベント、各種広報媒体を活用して、災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等の実施促進をはじめ、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)の設置及び点検を推進し、出火防止及び火災による被害の拡大防止対策を進める。 (消防本部)</p> <p>(地震や火災に強いまちづくり等の推進)</p> <p>○ 大規模地震による市街地火災等から市民の生命を守るため、社会資本総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)等を活用するなど、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進する。 (建設部)</p> | <p>○ <u>乗降客の多い</u>主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する。 (市長公室)</p> <p>(建築物の応急危険度判定及び宅地の危険度判定)</p> <p>○ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について、府と連携し、危険度判定を<u>すみやかに実施するための</u>体制を充実・強化する。 (建設部)</p> <p>(室内の安全対策、火災発生防止対策の推進)</p> <p>(略)</p> <p>○ 火災予防運動やイベント、各種広報媒体を活用して、災害発生時の火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等の実施促進をはじめ、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)の設置及び点検<u>並びに感震機能付きマイコンメーターの普及</u>を推進し、出火防止及び火災による被害の拡大防止対策を進める。 (消防本部)</p> <p>(地震や火災に強いまちづくり等の推進)</p> <p>○ 大規模地震による市街地火災等から市民の生命を守るため、社会資本総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)等を活用するなど、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進する<u>ことにより、密集市街地対策を含めた災害に強いまちづくりを進める。</u> (建設部)</p> | <p>・表現の適正化 ・時点修正</p> <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |
| 20 | <p>(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)</p> <p>○ <u>早期の道路啓開</u>や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。 (総務部、建設部)</p> <p>(BCPの運用、下水道施設の機能確保)</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道施設長寿命化計画、下水道ストックマネジメント計画(策定中)及び農業集落排水施設最適整備構想に基づく下水道施設の長寿命化及び耐震化等の整備を計画的に進める。</u> (上下水道部)</p> <p>(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等)</p> <p>(略)</p> <p>○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、沿道の建築物の耐震化や法面防災対策等を推進する。 (建設部)</p> | <p>(ライフライン施設の応急復旧体制の構築等)</p> <p>○ <u>がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保</u>や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。 (総務部、建設部)</p> <p>(BCPの運用、下水道施設の機能確保)</p> <p>(略)</p> <p>○ 汚水処理機能を確保するため、下水道施設長寿命化計画、下水道ストックマネジメント計画及び農業集落排水施設最適整備構想に基づく下水道施設の長寿命化及び耐震化等の整備を計画的に進める。 (上下水道部)</p> <p>(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等)</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>日常の道路パトロール等、適切な維持管理に努めるとともに、救急救援活動等に</u>必要な緊急輸送道路等や避難路について、沿道の建築物の耐震化や法面防災対策等を推進する。 (建設部)</p> | <p>時点修正</p> <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |
| 21 | <p>(被災者の生活対策)</p> <p>○ 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する。 (健康長寿福祉部、施設所管部局)</p> | <p>(被災者の生活対策)</p> <p>○ 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、<u>被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて被災者の健康管理や避難所の衛生管理、正確な情報発信</u>等を適切に行う体制を確保する。</p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|---|-------------------------|
| 22 | <p>(迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備)</p> <p>○ 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、府や府内市町村と共同して構築された被災者生活再建支援システムを利用した円滑な活動体制を整備する。 (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>(生活と住居の再建支援)</p> <p>(略)</p> <p>○ 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居の確保に努めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、府と連携し早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。 (総務部、健康長寿福祉部、建設部)</p> <p>(帰宅困難者の安全確保)</p> <p>(略)</p> <p>○ 避難所やホテル・旅館の耐震化を進めることを促すとともに、<u>公的施設について避難所指定を促進し、中規模ホテル・旅館をはじめとする民間施設を一時避難所として活用できるようにする。</u> (総務部、商工観光部)</p> <p>○ 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、<u>代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者等と締結するなど、方策を検討する。</u> (市長公室、商工観光部)</p> <p>(観光客の安全確保)</p> <p>(略)</p> <p>○ 外国人観光客等に対して、やさしい日本語、多言語やピクトグラム等デザイン化された視覚情報による情報提供を行う。 (市長公室、総務部、商工観光部)</p> | <p>(健康長寿福祉部、施設所管部局)</p> <p>(迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備)</p> <p>○ 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、府や府内市町村と協働して構築された被災者生活再建支援システムを利用した円滑な活動体制を整備する。 (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>(生活と住居の再建支援)</p> <p>(略)</p> <p>○ 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な<u>応急仮設住宅</u>の確保に努めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決めておくなど、府と連携し早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。 (総務部、健康長寿福祉部、建設部)</p> <p>(帰宅困難者の安全確保)</p> <p>(略)</p> <p>○ 避難所やホテル・旅館の耐震化を促すとともに、<u>一時避難所として</u>中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の<u>施設を</u>活用できるよう、<u>避難所としての指定を促進する。</u> (総務部、商工観光部)</p> <p>○ 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、<u>被害の状況に応じて公共交通事業者等と連携し、代替輸送手段の確保等に努める。</u> (市長公室、商工観光部)</p> <p>(観光客の安全確保)</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>京都府総合防災情報システム等を活用し、交通機関の運行状況をリアルタイムで提供するとともに、</u>外国人観光客等に対して、やさしい日本語、多言語やピクトグラム等デザイン化された視覚情報による情報提供を行う。 (市長公室、総務部、商工観光部)</p> | <p>字句修正</p> <p>時点修正</p> |
| 23 | <p><重要業績指標></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要下水管渠における地震対策実施率(公共下水道) (全44.8km中40.9km) 91.3% (R元) (上下水道部) 市内の水利整備状況 63.8% (R元) → 防火水槽整備により消防水利充足率向上を図る。(消防本部) 多言語対応緊急通報受信システム運用 利用実績1件 (R元) (消防本部) <p>(3) 保健医療・福祉</p> <p>(医療・福祉施設の耐震化等)</p> <p>○ 医療施設・社会福祉施設等は、24時間稼働が求められる施設であることを考慮し</p> | <p><重要業績指標></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要下水管渠における地震対策実施率(公共下水道) (全44.8km中40.9km) 91.3% (R3) (上下水道部) 市内の水利整備状況 63.8% (R元) → 防火水槽整備により消防水利充足率向上を図る。(消防本部) 多言語対応緊急通報受信システム運用 利用実績0件 (R3) (消防本部) <p>(3) 保健医療・福祉</p> <p>(医療・福祉施設の耐震化等)</p> <p>○ 医療施設・社会福祉施設等は、24時間稼働が求められる施設であることを考慮し</p> | <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|--|
| 24 | <p>ながら、建築物・設備の耐震化及びバックアップの確保を図る。 (医療部、健康長寿福祉部)</p> <p>○ 天井崩壊防止対策、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の平成19年6月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等により、医療・福祉施設の安全性を確保していく。 (医療部、健康長寿福祉部)</p> <p>(感染症のまん延防止)</p> <p>○ 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。 (健康長寿福祉部、市民環境部)</p> <p>(特別な配慮が必要な人への支援)</p> <p>(略)</p> <p>○ 自治会や自主防災組織の研修会や訓練を活用して、地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。 (総務部、健康長寿福祉部、消防本部)</p> <div data-bbox="276 1335 1308 1545" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援該当者の登録 <u>96.1%</u> (R元) → 98% (R5) (健康長寿福祉部) 要配慮者の個別避難計画の策定 <u>24.1%</u> (R元) → 30% (R5) (健康長寿福祉部) 福祉避難サポートリーダーの確保 <u>6</u>人 (R元) → <u>10</u>人 (R5) (健康長寿福祉部) 高齢者のインフルエンザ接種率 <u>59.7%</u> (R元) → 65% (R5) (健康長寿福祉部) </div> | <p>ながら、建築物・設備の耐震化・<u>老朽化対策を進め、設備のバックアップの確保を図る。</u> (医療部、健康長寿福祉部)</p> <p>○ <u>社会福祉施設等の利用者の安心・安全を確保するため、国の補助金等を活用した非常用自家発電設備や給水設備の整備、水害対策に伴う改修、倒壊の危険性があるブロック塀の改修等を促進します。</u> (健康長寿福祉部)</p> <p>○ 天井崩壊防止対策、消防法施行令(昭和36年政令第37号)により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等により、医療・福祉施設の安全性を確保していく。 (医療部、健康長寿福祉部)</p> <p>(感染症のまん延防止)</p> <p>○ 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、<u>分散避難の促進や、感染拡大時の避難所の運営における有症者の隔離等について適切に対応できる体制を構築するなど、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。</u> (総務部、健康長寿福祉部、市民環境部)</p> <p>○ <u>マスク、ガウン、医療用手袋等のPPE(個人防護具)や消毒用アルコール等の医療資材を安定的に備蓄する。</u> (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>(特別な配慮が必要な人への支援)</p> <p>(略)</p> <p>○ 自治会や自主防災組織の研修会や訓練を活用して、地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。 (総務部、健康長寿福祉部、消防本部)</p> <p>○ <u>高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダー等の確保に努める。</u> (健康長寿福祉部)</p> <div data-bbox="1374 1335 2407 1545" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援該当者の登録 <u>92.0%</u> (R3) → 98% (R5) (健康長寿福祉部) 要配慮者の個別避難計画の策定 <u>19.9%</u> (R3) → 30% (R5) (健康長寿福祉部) 福祉避難サポートリーダーの確保 <u>13</u>人 (R3) → <u>15</u>人 (R5) (健康長寿福祉部) 高齢者のインフルエンザ接種率 <u>58.3%</u> (R3) → 65% (R5) (健康長寿福祉部) </div> | <p>新型コロナウイルス感染拡大を想定</p> <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|---|
| 25 | <p>(5) 情報通信 (市民への通信手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化や防災行政無線設備の更新等、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。 (総務部、消防本部) ○ 携帯情報端末等を活用し、多言語で防災情報を提供する。 (市長公室、総務部) ○ 安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境の避難所等への整備に努める。 (総務部) <p>(災害危険情報の収集・伝達体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WebEOC(ネットを活用した防災情報の共有システム)を効率的に活用した訓練を実施する。 (総務部) ○ 住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、気象庁や気象台が発表する防災気象情報や府が設置している水位計・防災カメラ等から得られる防災情報の入手方法等について市民に情報提供を行う。 (総務部) ○ 緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)をはじめ、防災行政無線、地上デジタル放送、ケーブルテレビ放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を活用し、災害危険情報の迅速・的確な把握や市民への情報共有を推進する。 (総務部) ○ 府中・北部地域の6消防本部が、それぞれ行っている消防指令業務を共同指令センターとして集約し、119番通報の受信を一元化することで、緊急通報受信基盤の整備を図る。 (消防本部) ○ 国、府、事業者が行う原子力災害時における緊急時モニタリング活動に必要な応じて協力するとともに、府、関係市町との連絡体制を構築することにより、市民への迅速な情報提供を行う。 (総務部) | <p>(5) 情報通信 (市民への通信手段の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市民への迅速な情報伝達</u>や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化や防災行政無線設備の更新等、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。 (総務部、消防本部) ○ 携帯情報端末等を活用し、多言語で防災情報を提供する。 (市長公室、総務部) ○ 安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境の避難所等への整備に努める。 (総務部) ○ <u>災害の発生の防御や被害拡大の防止等を図るため、コミュニティ・エフエム等の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく協定締結報道機関に放送(報道)要請を行う。また、その実効性を確保するため、協定締結報道機関と災害発生時を想定した訓練を実施する。</u> (市長公室、総務部) <p>(災害危険情報の収集・伝達体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>京都府総合防災情報システム</u>を効率的に活用した訓練を実施する。 (総務部) ○ 住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、気象庁や気象台が発表する防災気象情報や府が設置している水位計・防災カメラ等から得られる防災情報の入手方法等について市民に情報提供を行う。 (総務部) ○ 緊急情報を伝達するJ-ALERTをはじめ、防災行政無線、地上デジタル放送、ケーブルテレビ放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を活用し、災害危険情報の迅速・的確な把握や市民への情報共有を推進する。 (総務部) ○ 府中・北部地域の6消防本部が、それぞれ行っている消防指令業務を共同指令センターとして集約し、119番通報の受信を一元化することで、緊急通報受信基盤の整備を図る。 (消防本部) ○ 国、府、事業者が行う原子力災害時における緊急時モニタリング活動に必要な応じて協力するとともに、府、関係市町との連絡体制を構築することにより、市民への迅速な情報提供を行う。 (総務部) | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>・時点修正 ・表現の適正化</p> |
| 26 | <p>(6) 産業構造/金融 (BCPの推進による活力の維持) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の防災体制を強化し、事業継続体制を確保するため、市内中小企業者等の事業継続力強化計画の策定を促進することとし、市商工会との連携によりその普及を図る。 | <p>(6) 産業構造/金融 (BCPの推進による活力の維持) (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の防災体制を強化し、事業継続体制を確保するため、市内中小企業者等の事業継続力強化計画の策定を促進することとし、市商工会との連携によりその普及を図る。 | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|--|---|
| 27 | <p>(商工観光部)</p> <p>(交通・物流施設の耐災害性の向上)</p> <p>○ 津波に強い漁港海岸の整備及び長寿命化対策、漁港の耐震・耐津波機能診断及び機能保全等を進める。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>(7) 農林水産</p> <p>(農地・農業用施設の防災対策)</p> <p>○ <u>ため池の決壊等による二次災害を未然に防止するために点検等の維持管理及び必要な整備を進め、万一の決壊に備えた連絡体制の構築や防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難情報を共有する。併せて、ため池管理者に適正な保全と管理体制強化について指導・監督を実施する。</u></p> <p>(農林水産部)</p> <p>○ <u>農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、地域住民等多様な参画による共同活動を継続的に支援する。</u></p> <p>(農林水産部)</p> | <p>(商工観光部)</p> <p><u>○ 災害時においても食品流通に係る事業を維持又は早期再開させるため、流通関係事業者のBCPや市場間相互応援協定策定を促進するとともに、行政等との連携・協力体制の強化・拡大を推進する。</u></p> <p>(農林水産部)</p> <p>(交通・物流施設の耐災害性の向上)</p> <p>○ 津波・<u>高潮・高波</u>に強い漁港海岸の整備及び長寿命化対策、漁港の耐震・耐津波機能診断及び機能保全等を進める。</p> <p>(農林水産部)</p> <p>(7) 農林水産</p> <p>(農地・農業用施設の防災対策)</p> <p>○ <u>人的被害を及ぼすおそれのある防災上重要となる農業用ため池(防災重点農業用ため池)を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成・公表などのソフト対策を進め、市民の防災意識の向上を図る。</u></p> <p>(農林水産部)</p> <p>○ <u>農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進するとともに、農地の防災協力農地への活用など、農地の多面的な活用を推進する。</u></p> <p>(農林水産部)</p> | <p>農林水産部修正</p> <p>・時点修正</p> <p>・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |
| 28 | <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点ため池のハザードマップ作成 (全64箇所中) <u>20</u>箇所 (R元) → <u>64</u>箇所 (R6) (農林水産部) ・農と環境を守る地域協働活動 (日本型直接支払のうち多面的機能支払) (全4,856ha中) <u>2,788</u>ha (R元) → 4,856ha (R6) (農林水産部) ・中山間地域等直接支払交付金 (日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払) の対象面積 397ha (R元) → 維持 (R2) (農林水産部) ・間伐実施面積 <u>5</u>ha (R元) → 6ha (R6) (農林水産部) ・(再掲) 漁港施設の機能保全計画の策定 33% (R元) → 100% (R2) (農林水産部) <p>(8) 交通・物流</p> | <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点ため池のハザードマップ作成 (全50箇所中) <u>49</u>箇所 (R元) → <u>50</u>箇所 (R4) (農林水産部) ・農と環境を守る地域協働活動 (日本型直接支払のうち多面的機能支払) (全4,856ha中) <u>2,921</u>ha (R3) → 4,856ha (R6) (農林水産部) ・中山間地域等直接支払交付金 (日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払) の対象面積 397ha (R元) → 維持 (R2) (農林水産部) ・間伐実施面積 <u>6</u>ha (R3) → 6ha (R6) (農林水産部) ・(再掲) 漁港施設の機能保全計画の策定 33% (R元) → 100% (R2) (農林水産部) <p>(8) 交通・物流</p> | <p>時点修正</p> |
| 29 | <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 重要下水管渠における地震対策実施率 (公共下水道) (全44.8km中40.9km) 91.3% (R元) (上下水道部) <p>[主な事業箇所]</p> <p>○市内の国土強靱化に資する主な事業箇所</p> <p>市第1次幹線道路及び代替・補完路 (略)</p> | <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 重要下水管渠における地震対策実施率 (公共下水道) (全44.8km中40.9km) 91.3% (R3) (上下水道部) <p>[主な事業箇所]</p> <p>○市内の国土強靱化に資する主な事業箇所</p> <p>市第1次幹線道路及び代替・補完路 (略)</p> | <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|-------------|
| 30 | <p>通学路安全プログラムに基づく交通安全対策及び未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策 (略) ・(仮称)滝川小嶋線 (略) ○橋梁点検箇所数 855橋 ○橋梁修繕数(早期措置) 63橋</p> <p>(9) 国土保全/国土利用 (安心・安全を実現する国土利用) ○災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。 (市長公室、総務部、施設所管部局、建設部)</p> <p>(総合的な治水対策) ○近年、気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生していることから、国、府と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、①河川下水道対策(流す対策)、②雨水貯留浸透対策(貯める対策)、③浸水被害軽減対策(備える対策)による総合的治水対策を一層推進する。 (農林水産部、建設部) ○公園や校庭等を利用した貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、<u>農地・農業用施設における治水対策に貢献する整備や地域の取組への支援、森林の雨水貯留浸透機能の確保、土地の遊水機能の維持に努める。</u> (農林水産部、建設部) ○公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、<u>ため池の決壊の防止等の対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行う。</u> (総務部、農林水産部、建設部)</p> <p>(洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策) ○各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を整備することにより、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。 (総務部) ○洪水、津波、高潮等の水害を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図るため、水防計画を作成し、水防体制の構築を図る。 (総務部、消防本部)</p> | <p>通学路安全プログラムに基づく交通安全対策及び未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策 (略) ・(仮称)滝川小嶋線 <u>・野崎2号線</u> (略) ○橋梁点検箇所数 855橋 ○橋梁修繕数 (<u>1巡目点検結果</u>:早期措置) 63橋</p> <p>(9) 国土保全/国土利用 (安心・安全を実現する国土利用) ○災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等については<u>は施設側での対策</u>や災害リスクの低い地域への立地を進める。 (市長公室、総務部、施設所管部局、建設部)</p> <p>(総合的な治水対策) ○近年、気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生して<u>おり、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換が必要とされている</u>ことから、国、府と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、①河川下水道対策(流す対策)、②雨水貯留浸透対策(貯める対策)、③浸水被害軽減対策(備える対策)による総合的治水対策を一層推進する。 (農林水産部、建設部) ○公園や校庭等を利用した貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、<u>また、農地や森林が有する雨水の貯留や水源のかん養等の多面的機能を十分に発揮するため、農地や農業用施設を保全するための協働活動を推進する。</u> (農林水産部、建設部) ○公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場の適切な操作、<u>人的被害を及ぼすおそれのある防災上重要となる農業用ため池(防災重点農業用ため池)を中心とした老朽ため池等農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップや洪水・内水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行い、市民の防災意識の向上を図る。</u> (総務部、農林水産部、建設部)</p> <p>(洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策) ○各種ハザードマップの作成<u>や更新</u>をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を整備することにより、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。 (総務部) ○洪水、津波、高潮等の水害を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図るため、水防計画を作成し、水防体制の構築を図る。 (総務部、消防本部)</p> | <p>時点修正</p> |
| 32 | | | |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|---|--|
| 33 | <p>(総合的な土砂災害対策)</p> <p>○ 砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、ハード整備の着実な推進にあわせて、府とも連携しながら、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。 (総務部、農林水産部、建設部)</p> <p>(地籍調査の推進)</p> <p>○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を積極的に推進する。 (建設部)</p> <div data-bbox="273 840 1308 963" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><重要業績指標></p> <p>・洪水・土砂災害ハザードマップの作成 計画規模降雨 (H27) → 最大規模降雨 (R2) (総務部)</p> </div> <p>(10) <u>首都機能バックアップ</u>等</p> <p>(11) 伝統・文化の保全 (文化財の保護・保全) (略)</p> <p>○ 文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止 対策等の防災対策を進め、市は、市内にある国、府及び市が指定等した文化財及び未指定文化財の所在・管理状況の把握を図る。 (教育委員会)</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>市及び文化財所有者等は</u>、復興に当たって、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、市の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。 (教育委員会)</p> <p>(文化財建造物等の耐震化)</p> <p>○ 文化財建造物や伝統的建造物群等は社寺や町並みを構成する建物が多く、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策を促進する。</p> | <p><u>○ 府からの水位・氾濫区域の予測情報を活かして、早期に避難情報を発令するとともに、自主防災組織におけるタイムラインへの反映など、市民の早期避難を促す取組を推進する。</u> (総務部)</p> <p>(総合的な土砂災害対策)</p> <p>○ 砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、ハード整備の着実な推進に併せて、府とも連携しながら、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。 (総務部、農林水産部、建設部)</p> <p>(地籍調査の推進)</p> <p>○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備するため、<u>地籍調査を進める。</u> (建設部)</p> <div data-bbox="1374 840 2410 963" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><重要業績指標></p> <p>・洪水・土砂災害ハザードマップの作成 計画規模降雨 (H27) → 最大規模降雨 (R3) (総務部)</p> </div> <p>(10) <u>中央官庁機能バックアップ</u>等</p> <p>(11) 伝統・文化の保全 (文化財の保護・保全) (略)</p> <p>○ 文化財所有者等による、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策の<u>実施を支援するとともに</u>、市は、市内にある国、府及び市が指定等した文化財及び未指定文化財の所在・管理状況の把握を図る。 (教育委員会)</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>府</u>及び文化財所有者等と連携し、復興に当たって、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、市の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。 (教育委員会)</p> <p>(文化財建造物等の耐震化等)</p> <p>○ 文化財建造物や伝統的建造物群等は社寺や町並みを構成する建物が多く、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する。</p> | <p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |
| 34 | <p>(略)</p> <p>○ <u>市及び文化財所有者等は</u>、復興に当たって、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、市の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。 (教育委員会)</p> <p>(文化財建造物等の耐震化)</p> <p>○ 文化財建造物や伝統的建造物群等は社寺や町並みを構成する建物が多く、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策を促進する。</p> | <p>(略)</p> <p>○ <u>府</u>及び文化財所有者等と連携し、復興に当たって、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、市の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に努める。 (教育委員会)</p> <p>(文化財建造物等の耐震化等)</p> <p>○ 文化財建造物や伝統的建造物群等は社寺や町並みを構成する建物が多く、観光客等不特定多数の者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震化及び保存修理を促進する。</p> | <p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|---|-----------------------------|
| 35 | <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p> <p>[横断的分野]</p> <p>(1) リスクコミュニケーション</p> <p>(市民に対する教育・訓練)</p> <p>○ <u>市全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して市民に正しい防災知識の普及を図る。</u> (総務部)</p> <p>○ <u>将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。</u> (総務部、教育委員会)</p> <p>○ <u>適切な避難行動や避難所の運営など、市民等が参加した実践的な防災訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。</u> (総務部)</p> <p>○ <u>バイスタンダー(居合わせた人)が積極的に応急手当を行える社会を構築するため、応急手当の普及啓発を行う。</u> (消防本部)</p> <p>○ <u>原子力発電所における過酷事故からの避難に必要な講習会や避難訓練を継続的に 行い、避難方法等の普及啓発を行う。</u> (総務部)</p> <p>(自主防災組織の活動促進)</p> <p>○ <u>自主防災組織の設立と育成を積極的に支援する。</u> (総務部)</p> <p>○ <u>自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自治会等が行う、消防団等と連携した 危険箇所の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、地区防災計画の素案や避難 行動タイムラインの作成と声掛け避難体制の確立、防災訓練等の実施を促進すると ともに、研修会の開催等により防災リーダーの育成を進める。</u> (総務部)</p> <p>(消防団の活性化)</p> <p>○ <u>消防団への加入促進を図るとともに、安全装備の充実や消防団協力事業所及び消 防団応援の店の拡充のほか、消防団員が活動しやすい環境づくりや教育訓練等の充 実による機能強化を図り、消防団が活発に活動できる環境づくりを推進する。</u> (消防本部)</p> <p>(NPO・ボランティアとの連携強化)</p> <p>○ <u>災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、社会福祉協議会が行 っているボランティアの登録やスタッフの養成研修等に資するため、市社会福祉協 議会への財政的支援や連携強化を図る。</u> (健康長寿福祉部)</p> <p>○ <u>災害時に市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに対し各地から集ま るNPOやボランティアの受入れ、適材適所への配置や、被災者のニーズに対する 対応等に的確に対処できるよう協力する。</u> (健康長寿福祉部)</p> | <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p> <p>[横断的分野]</p> <p>(A) リスクコミュニケーション</p> <p>(市民に対する教育・訓練)</p> <p>○ 適切な避難行動や避難所の運営など、市民等が参加した実践的な防災訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。 (総務部)</p> <p>○ <u>原子力発電所における過酷事故からの避難に必要な講習会や避難訓練を継続的に 行い、避難方法等の普及啓発を行う。</u> (総務部)</p> <p>○ <u>バイスタンダー(居合わせた人)が積極的に応急手当を行える社会を構築するた め、応急手当の普及啓発を行う。</u> (消防本部)</p> | <p>京都府国土強靱化地域計 画の改定</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|---|----|
| 36 | <p><u>(迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等)</u></p> <p>○ <u>災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(建設部)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u><重要業績指標></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区防災計画の作成自治会数 6自治会 (R元) → 16自治会 (R5) (総務部)</u> ・ <u>自主防災組織の組織率 (全225地区中172地区) 76.4% (R元) → 100% (R6) (総務部)</u> ・ <u>学校安全計画・危機等発生時対処要領を毎年点検及び見直す学校の割合 (全23校中) 100% (R元) → 維持 (教育委員会)</u> ・ <u>消防団員の定員に対する充足率 (定員1,730人) 94.2% (R元) → 95% (R5) (消防本部)</u> ・ <u>消防団協力事業所表示証交付事業所数 19事業所 (R元) → 22事業所 (R5) (消防本部)</u> ・ <u>消防団応援の店登録数 46事業所 (R元) → 60事業所 (R5) (消防本部)</u> </div> | <p><u>(B) 人材育成</u></p> <p><u>(地域防災の担い手育成)</u></p> <p>○ <u>市全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して市民に正しい防災知識の普及を図る。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(総務部)</u></p> <p>○ <u>将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(総務部、教育委員会)</u></p> <p>○ <u>災害時に市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに対し各地から集まるNPOやボランティアの受入れ、適材適所への配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるよう協力する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(健康長寿福祉部)</u></p> <p>○ <u>高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダー等の確保に努める。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(健康長寿福祉部)</u></p> <p><u>(消防団の活動支援)</u></p> <p>○ <u>消防団への加入促進を図るとともに、安全装備の充実や消防団協力事業所及び消防団応援の店の拡充のほか、消防団員が活動しやすい環境づくりや教育訓練等の充実による機能強化を図り、消防団が活発に活動できる環境づくりを推進する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(消防本部)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u><重要業績指標></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学校安全計画・危機等発生時対処要領を毎年点検及び見直す学校の割合 (全23校中) 100% (R元) → 維持 (教育委員会)</u> ・ <u>消防団員の定員に対する充足率 (定員1,730人) 94.2% (R元) → 95% (R5) (消防本部)</u> ・ <u>消防団協力事業所表示証交付事業所数 19事業所 (R元) → 22事業所 (R5) (消防本部)</u> ・ <u>消防団応援の店登録数 46事業所 (R元) → 60事業所 (R5) (消防本部)</u> </div> | |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|--|------|
| 37 | | <p>(C) 官民連携</p> <p>(自主防災組織の活動促進)</p> <p>○ <u>自主防災組織の設立と育成を積極的に支援する。</u> (総務部)</p> <p>○ <u>自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自治会等が行う、消防団等と連携した危険箇所の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、水害等避難行動タイムライン、地区防災計画の素案の作成と声掛け避難体制の確立、防災訓練等の実施を促進するとともに、研修会の開催等により防災リーダーの育成を進める。</u> (総務部)</p> <p>(NPO・ボランティアとの連携強化)</p> <p>○ <u>災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、社会福祉協議会が行っているボランティアの登録やスタッフの養成研修等に資するため、市社会福祉協議会への財政的支援や連携強化を図る。</u> (健康長寿福祉部)</p> <p>(迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等)</p> <p>○ <u>がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。</u> (建設部)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区防災計画の作成自治会数 7自治会 (R3) → 16自治会 (R5) (総務部)</u> ・ <u>自主防災組織の組織率 (全225地区中173地区) 76.9% (R3) → 100% (R6) (総務部)</u> ・ <u>水害等避難行動タイムライン作成地区数 11地区 (R3) → 199地区 (R6) (総務部)</u> </div> | |
| 38 | <p>(2) 老朽化対策 (安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新)</p> <p>○ 大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、保有する公共施設等に関する現状と課題を分析して、効率的かつ効果的な維持修繕の実施による施設の長寿命化や施設保有量の最適化など、保有する公共施設等を適正に維持管理し有効利用を図る取組を全庁的に推進する。 (総務部、施設所管部局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 漁港施設の機能保全計画の策定 33% (R元) → 100% (R2) (農林水産部) ・ 下水道ストックマネジメント計画策定 <u>67% (R元) → 100% (R2)</u> (上下水道部) </div> | <p>(D) 老朽化対策 (安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新)</p> <p>○ 大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、公共施設等総合管理計画 <u>(京都府公共施設等管理方針)</u> 及び個別施設計画に基づき、保有する公共施設等に関する現状と課題を分析して、効率的かつ効果的な維持修繕の実施による施設の長寿命化や施設保有量の最適化など、保有する公共施設等を適正に維持管理し有効利用を図る取組を全庁的に推進する。 (総務部、施設所管部局)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><重要業績指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (再掲) 漁港施設の機能保全計画の策定 33% (R元) → 100% (R2) (農林水産部) ・ 下水道ストックマネジメント計画策定 100% (R2) (上下水道部) </div> | 時点修正 |
| 39 | 第5章 計画の推進 | 第5章 計画の推進 | |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|--|--|-----|-----|--|---|--|----------------------------|--|-----|--|--|--|-----|---|------------|----------------------|-----|-----|--|---|--|---|--|-----|--|--|--|-----|--|
| | <p>1 計画の<u>推進・進捗管理・見直し</u> (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前に備えるべき目標</th> <th>特に回避すべき起きてはならない最悪の事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7-6 農地・森林等の<u>荒廃</u>による<u>被害の拡大</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 事前に備えるべき目標 | 特に回避すべき起きてはならない最悪の事態 | (略) | (略) | | 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート の途絶 、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | | 3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | (略) | | 7-6 農地・森林等の <u>荒廃</u> による <u>被害の拡大</u> | | (略) | <p>1 計画の<u>進捗管理</u> (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前に備えるべき目標</th> <th>特に回避すべき起きてはならない最悪の事態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・<u>感染症のまん延</u>、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3-3 市の職員・施設等の被災・<u>感染症のまん延</u>による機能の大幅な低下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7-6 農地・森林等の<u>被害</u>による<u>国土の荒廃</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 事前に備えるべき目標 | 特に回避すべき起きてはならない最悪の事態 | (略) | (略) | | 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・ <u>感染症のまん延</u> 、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | | 3-3 市の職員・施設等の被災・ <u>感染症のまん延</u> による機能の大幅な低下 | | (略) | | 7-6 農地・森林等の <u>被害</u> による <u>国土の荒廃</u> | | (略) | |
| 事前に備えるべき目標 | 特に回避すべき起きてはならない最悪の事態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート の途絶 、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7-6 農地・森林等の <u>荒廃</u> による <u>被害の拡大</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事前に備えるべき目標 | 特に回避すべき起きてはならない最悪の事態 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・ <u>感染症のまん延</u> 、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3-3 市の職員・施設等の被災・ <u>感染症のまん延</u> による機能の大幅な低下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7-6 農地・森林等の <u>被害</u> による <u>国土の荒廃</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別紙 | (別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果 | (別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 41 | <p>1 直接死を最大限防ぐ</p> <p>1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 重点</p> <p>(住宅・建築物等の耐震化) (略)</p> <p>○ <u>多くの乗降客のある</u>主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。 (市長公室)</p> | <p>1 直接死を最大限防ぐ</p> <p>1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 重点</p> <p>(住宅・建築物等の耐震化) (略)</p> <p>○ <u>乗降客の多い</u>主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。 (市長公室)</p> | 京都府国土強靱化地域計画の改定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 42 | <p>(火災発生の防止対策)</p> <p>○ 災害発生時に利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を市民に啓発する必要がある。 (消防本部)</p> | <p>(火災発生の防止対策)</p> <p>○ 災害発生時に利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動<u>等について</u>市民に啓発する必要がある。 (消防本部)</p> | 時点修正 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 43 | <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>多重性(リダンダンシー)</u>を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。 (建設部)</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化(全93棟中) 91%(R2) [施設所管部局] 鉄道舎の耐震化率 100%(H10) [市長公室] 住宅の耐震化率 69.2%(H27) [建設部] 市立小・中学校の耐震化率 100%(H27) [教育委員会] 木造住宅耐震診断補助実施数(累計) <u>244</u>件 [建設部] <p>(略)</p> <p>・防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台 (R元) [総務部]</p> | <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>冗長性確保</u>の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。 (建設部)</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化(全93棟中) 91%(R2) [施設所管部局] 鉄道<u>駅</u>舎の耐震化率 100%(H10) [市長公室] 住宅の耐震化率 69.2%(H27) [建設部] 市立小・中学校の耐震化率 100%(H27) [教育委員会] 木造住宅耐震診断補助実施数(累計) <u>256</u>件 [建設部] <p>(略)</p> <p>・防災行政無線設備整備状況 親局1局、遠隔制御装置6局、地区遠隔制御装置88局、屋外拡声子局242基、戸別受信機約2万台、聴覚障害者用文字放送表示装置30台 (R3) [総務部]</p> | 表現の適正化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・字句修正 ・時点修正 ・指標の追加 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| へ じ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|--------|---|---|--|
| 44 | <p>・ 自主防災組織の組織率（全225地区中172地区） <u>76.4%</u>（R元）〔総務部〕</p> <p>・ 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>26件1,320千円</u>（R元）〔総務部〕</p> <p>・ 地区防災計画の作成自治会数 <u>6自治会</u>（R元）〔総務部〕</p> <p>（略）</p> <p>・ 市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 <u>222人</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・ 市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 <u>1,981人</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・ 市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 <u>1,496人</u>（R元）〔市立病院〕</p> <p>・ ふるさとレスキューの取組状況 <u>8地区</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・ 消防団員の定員に対する充足率（定員1,730人） <u>94.2%</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・ 防火水槽等整備数（累計） <u>646箇所</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・ 消火栓整備数（累計） <u>1,509箇所</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・ 消防団車庫・詰所総数 <u>78箇所</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・ 消防訓練実施事業所数（年間） <u>123事業所</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・ 20年未満の消防車両の割合 <u>88.2%</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・ 避難行動要支援該当者 <u>1,572人</u>中、台帳登録者 <u>1,477人</u>（R元）〔健康長寿福祉部〕</p> <p>1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p> <p>（不特定多数の者が利用する施設の耐震化等）</p> <p>（略）</p> <p>○ <u>多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋りょうや高架橋等の</u>鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。</p> <p>（市長公室）</p> <p>（火災発生の防止対策）</p> <p>○ 災害発生時に利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を市民に啓発する必要がある。</p> <p>（再掲）</p> <p>（消防本部）</p> <p>（市幹線道路等の整備、維持管理等）</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>多重性（リダンダンシー）</u>を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。（再掲）</p> <p>（建設部）</p> <p><指標：現状値></p> <p>・（再掲）防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化（全93棟中） <u>91%</u>（R2）〔施設所管部局〕</p> <p>・（再掲）鉄道舎の耐震化率 <u>100%</u>（H10）〔市長公室〕</p> <p>・（再掲）市立小・中学校の耐震化率 <u>100%</u>（H27）〔教育委員会〕</p> <p>・（再掲）木造住宅耐震診断補助実施数（累計） <u>244件</u>〔建設部〕</p> <p>（略）</p> <p>・（再掲）自主防災組織の組織率（全225地区中172地区） <u>76.4%</u>（R元）〔総務部〕</p> <p>・（再掲）地区防災計画の作成自治会数 <u>6自治会</u>（R元）〔総務部〕</p> <p>（略）</p> <p>・（再掲）消防団員の定員に対する充足率（定員1,730人） <u>94.2%</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・（再掲）防火水槽等整備数（累計） <u>646箇所</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・（再掲）消火栓整備数（累計） <u>1,509箇所</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・（再掲）消防団車庫・詰所総数 <u>78箇所</u>（R元）〔消防本部〕</p> <p>・（再掲）20年未満の消防車両の割合 <u>88.2%</u>（R元）〔消防本部〕</p> | <p>・ 自主防災組織の組織率（全225地区中173地区） <u>76.9%</u>（R3）〔総務部〕</p> <p>・ 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>25件980千円</u>（R3）〔総務部〕</p> <p>・ 地区防災計画の作成自治会数 <u>7自治会</u>（R3）〔総務部〕</p> <p>・ <u>水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区</u>（R4）〔総務部〕</p> <p>（略）</p> <p>・ 市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 <u>172人</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・ 市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 <u>530人</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・ 市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 <u>1,496人</u>（R元）〔市立病院〕</p> <p>・ ふるさとレスキューの取組状況 <u>9地区</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・ 消防団員の定員に対する充足率（定員1,730人） <u>91.3%</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・ 防火水槽等整備数（累計） <u>720箇所</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・ 消火栓整備数（累計） <u>1,507箇所</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・ 消防団車庫・詰所総数 <u>75箇所</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・ 消防訓練実施事業所数（年間） <u>116事業所</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・ 20年未満の消防車両の割合 <u>82.3%</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・ 避難行動要支援該当者 <u>1,467人</u>中、台帳登録者 <u>1,349人</u>（R3）〔健康長寿福祉部〕</p> <p>1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p> <p>（不特定多数の者が利用する施設の耐震化等）</p> <p>（略）</p> <p>○ <u>乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の</u>鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。</p> <p>（市長公室）</p> <p>（火災発生の防止対策）</p> <p>○ 災害発生時に利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動等について市民に啓発する必要がある。（再掲）</p> <p>（消防本部）</p> <p>（市幹線道路等の整備、維持管理等）</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>冗長性確保</u>の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。（再掲）</p> <p>（建設部）</p> <p><指標：現状値></p> <p>・（再掲）防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化（全93棟中） <u>91%</u>（R2）〔施設所管部局〕</p> <p>・（再掲）鉄道駅舎の耐震化率 <u>100%</u>（H10）〔市長公室〕</p> <p>・（再掲）市立小・中学校の耐震化率 <u>100%</u>（H27）〔教育委員会〕</p> <p>・（再掲）木造住宅耐震診断補助実施数（累計） <u>256件</u>〔建設部〕</p> <p>（略）</p> <p>・（再掲）自主防災組織の組織率（全225地区中173地区） <u>76.9%</u>（R3）〔総務部〕</p> <p>・（再掲）地区防災計画の作成自治会数 <u>7自治会</u>（R3）〔総務部〕</p> <p>・ <u>（再掲）水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区</u>（R4）〔総務部〕</p> <p>（略）</p> <p>・（再掲）消防団員の定員に対する充足率（定員1,730人） <u>91.3%</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・（再掲）防火水槽等整備数（累計） <u>720箇所</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・（再掲）消火栓整備数（累計） <u>1,507箇所</u>（R3）〔消防本部〕</p> <p>・（再掲）消防団車庫・詰所総数 <u>75箇所</u>（R3）〔消防本部〕</p> | <p>・ 京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>・ 表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>・ 字句修正</p> <p>・ 時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|--|---|
| 45 | <p>・(再掲) 消防訓練実施事業所数(年間) <u>123</u>事業所 (R元) [消防本部]</p> <p>・(再掲) 避難行動要支援該当者 <u>1,572</u>人中、台帳登録者<u>1,477</u>人 (R元) [健康長寿福祉部]</p> <p>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 重点</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 地震・津波ハザードマップ作成 (H30) [総務部] ・(再掲) 自主防災組織の組織率(全225地区中<u>172</u>地区) <u>76.4</u>% (R元) [総務部] ・(再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>26</u>件 <u>1,320</u>千円 (R元) [総務部] ・(再掲) 地区防災計画の作成自治会数 <u>6</u>自治会 (R元) [総務部] (略) ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 <u>222</u>人 (R元) [消防本部] ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 <u>1,981</u>人 (R元) [消防本部] ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 <u>1,496</u>人 (R元) [市立病院] ・(再掲) ふるさとレスキューの取組状況 <u>8</u>地区 (R元) [消防本部] | <p>・(再掲) 20年未満の消防車両の割合 <u>82.3</u>% (R3) [消防本部]</p> <p>・(再掲) 消防訓練実施事業所数(年間) <u>116</u>事業所 (R3) [消防本部]</p> <p>・(再掲) 避難行動要支援該当者 <u>1,467</u>人中、台帳登録者 <u>1,349</u>人 (R3) [健康長寿福祉部]</p> <p>1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 重点</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 地震・津波ハザードマップ作成 (H30) [総務部] ・(再掲) 自主防災組織の組織率(全225地区中<u>173</u>地区) <u>76.9</u>% (R3) [総務部] ・(再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>25</u>件 <u>980</u>千円 (R3) [総務部] ・(再掲) 地区防災計画の作成自治会数 <u>7</u>自治会 (R3) [総務部] ・(再掲) <u>水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区 (R4) [総務部]</u> (略) ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 <u>172</u>人 (R3) [消防本部] ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 <u>530</u>人 (R3) [消防本部] ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 <u>1,496</u>人 (R元) [市立病院] ・(再掲) ふるさとレスキューの取組状況 <u>9</u>地区 (R3) [消防本部] | |
| 46 | <p>1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 重点</p> <p>(河川、下水道施設等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 河川堤防、樋門、頭首工、排水機場等の河川管理施設及び雨水幹線等の下水道施設等の適切な管理に努め、<u>異常豪雨時等にもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化・耐水化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を推進する必要がある。</u></p> <p>(農林水産部、建設部)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>多重性(リダンダンシー)を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。</u>(再掲)</p> <p>(建設部)</p> <p>(農業用水利施設の防災対策)</p> <p>○ <u>ため池等農業用水利施設の点検とこれを踏まえた施設の維持管理及び必要な整備を進めるとともに、平時において連絡体制の構築、管理体制の強化やハザードマップ作成等による地域の防災情報の共有等のソフト対策も一体的に推進していく必要がある。</u></p> <p>(農林水産部)</p> <p><指標：現状値></p> <p>(略)</p> | <p>1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 重点</p> <p>(河川、下水道施設等の適切な維持管理等)</p> <p>○ 河川堤防、樋門、頭首工、排水機場等の河川管理施設及び雨水幹線等の下水道施設等の適切な管理に努め、<u>集中豪雨時等でも施設の機能が確実に発揮されるよう、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。</u></p> <p>(農林水産部、建設部)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。</u>(再掲)</p> <p>(建設部)</p> <p>(農業用水利施設の防災対策)</p> <p>○ <u>人的被害を及ぼすおそれのある防災上重要となる農業用ため池(防災重点農業用ため池)を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成・公表などのソフト対策を進め、市民の防災意識の向上を図る必要がある。</u></p> <p>(農林水産部)</p> <p><指標：現状値></p> <p>(略)</p> | <p>・表現の適正化</p> <p>・時点修正</p> <p>表現の適正化</p> |
| 47 | <p><指標：現状値></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点ため池のハザードマップ作成 <u>20</u>箇所 (R元) [農林水産部] ※ 防災重点ため池：決壊した場合に人家や病院、学校等公共施設等に影響を与える恐れがあるため池 ・(再掲) 洪水、土砂災害ハザードマップ「市防災マップ」作成 (H27) [総務部] ・(再掲) 自主防災組織の組織率(全225地区中<u>172</u>地区) <u>76.4</u>% (R元) [総務部] ・(再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>26</u>件 <u>1,320</u>千円 (R元) [総務部] ・(再掲) 地区防災計画の作成自治会数 <u>6</u>自治会 (R元) [総務部] (略) ・(再掲) 市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 <u>222</u>人 (R元) [消防本部] | <p><指標：現状値></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点ため池のハザードマップ作成 <u>49</u>箇所 (R3) [農林水産部] ※ 防災重点ため池：決壊した場合に人家や病院、学校等公共施設等に影響を与える恐れがあるため池 ・<u>市防災マップ作成 (H27) [総務部]</u> ・<u>市洪水、土砂災害ハザードマップ作成 (R3) [総務部]</u> ・(再掲) 自主防災組織の組織率(全225地区中<u>173</u>地区) <u>76.9</u>% (R3) [総務部] ・(再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>25</u>件 <u>980</u>千円 (R3) [総務部] ・(再掲) 地区防災計画の作成自治会数 <u>7</u>自治会 (R3) [総務部] ・(再掲) <u>水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区 (R4) [総務部]</u> | <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|---|--|
| 48 | <p>・(再掲)市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 <u>1,981</u>人 (R元) [消防本部]</p> <p>・(再掲)市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 <u>1,496</u>人 (R元) [市立病院]</p> <p>・(再掲)ふるさとレスキューの取組状況 <u>8</u>地区 (R元) [消防本部]</p> <p>1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生 重点</p> <p>(総合的な土砂災害対策)</p> <p>○市内には、172地区 1,764箇所(ハ)の土砂災害警戒区域が確認されているが、砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にある。このため、ハード整備の着実な推進にあわせて、府とも連携しながら土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。</p> <p>(総務部、農林水産部、建設部)</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域指定：172地区 1,764箇所 (H27完了) [建設部] 急傾斜地崩壊防止施設の整備：<u>62</u>箇所 (R元) [建設部] 土石流対策施設等の整備：<u>26</u>箇所 (R元) [建設部] 地すべり防止施設の整備：<u>1</u>箇所 (R元) [建設部] 間伐実施面積 <u>5</u>ha (R元) [農林水産部] (再掲)洪水、土砂災害ハザードマップ「市防災マップ」作成 (H27) [総務部] (再掲)自主防災組織の組織率(全225地区中172地区) <u>76.4</u>% (R元) [総務部] (再掲)市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>26</u>件 <u>1,320</u>千円 (R元) [総務部] (再掲)地区防災計画の作成自治会数 <u>6</u>自治会 (R元) [総務部] <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> (再掲)市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 <u>222</u>人 (R元) [消防本部] (再掲)市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 <u>1,981</u>人 (R元) [消防本部] (再掲)市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 <u>1,496</u>人 (R元) [市立病院] (再掲)ふるさとレスキューの取組状況 <u>8</u>地区 (R元) [消防本部] <p>1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</p> | <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> (再掲)市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 <u>172</u>人 (R3) [消防本部] (再掲)市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 <u>530</u>人 (R3) [消防本部] (再掲)市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 <u>1,496</u>人 (R元) [市立病院] (再掲)ふるさとレスキューの取組状況 <u>9</u>地区 (R3) [消防本部] <p>1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生 重点</p> <p>(総合的な土砂災害対策)</p> <p>○市内には、<u>平成27年度末時点において</u> 172地区 1,764箇所(ハ)の土砂災害警戒区域が<u>存在する</u>が、砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にある。このため、ハード整備の着実な推進に併せて、府とも連携しながら土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。</p> <p>(総務部、農林水産部、建設部)</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域指定：172地区 1,764箇所 (H27完了) [建設部] 急傾斜地崩壊防止施設の整備：<u>64</u>箇所 (R3) [建設部] 土石流対策施設等の整備：<u>26</u>箇所 (R3) [建設部] 地すべり防止施設の整備：<u>1</u>箇所 (R3) [建設部] 間伐実施面積 <u>6</u>ha (R3) [農林水産部] (再掲)市防災マップ作成 (H27) [総務部] (再掲)市洪水、土砂災害ハザードマップ作成 (R3) [総務部] (再掲)自主防災組織の組織率(全225地区中173地区) <u>76.9</u>% (R3) [総務部] (再掲)市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>25</u>件 <u>980</u>千円 (R3) [総務部] (再掲)地区防災計画の作成自治会数 <u>7</u>自治会 (R3) [総務部] (再掲)水害等避難行動タイムラインの作成地区数 <u>100</u>地区 (R4) [総務部] <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> (再掲)市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 <u>172</u>人 (R3) [消防本部] (再掲)市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 <u>530</u>人 (R3) [消防本部] (再掲)市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 <u>1,496</u>人 (R元) [市立病院] (再掲)ふるさとレスキューの取組状況 <u>9</u>地区 (R3) [消防本部] <p>1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生</p> <p>(雪害への対策)</p> <p>○豪雪による孤立地域の発生や、家屋倒壊を防ぐため、効率的な除雪のための仕組みを維持する必要がある。</p> <p>(総務部、建設部)</p> | <p>・時点修正</p> <p>・表現の適正化</p> |
| 50 | <p><指標：現状値></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> (再掲)市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 <u>222</u>人 (R元) [消防本部] (再掲)市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 <u>1,981</u>人 (R元) [消防本部] (再掲)市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 <u>1,496</u>人 (R元) [市立病院] (再掲)ふるさとレスキューの取組状況 <u>8</u>地区 (R元) [消防本部] | <p><指標：現状値></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> (再掲)市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 <u>172</u>人 (R3) [消防本部] (再掲)市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 <u>530</u>人 (R3) [消防本部] (再掲)市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 <u>1,496</u>人 (R元) [市立病院] (再掲)ふるさとレスキューの取組状況 <u>9</u>地区 (R3) [消防本部] | <p>時点修正</p> <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|-----------------------------|
| 51 | <p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p> <p>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 重点 (緊急物資備蓄の促進) ○ 計画的な備蓄を進めるとともに、市民や企業に対しては、3日分（可能であれば1週間分）の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。 (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等) (略) ○ 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。 (総務部、市民環境部、医療部、建設部、消防本部)</p> <p>(略) ○ 府と連携し地震発生直後から必要とする活動ができるよう、緊急輸送道路や市幹線道路網にしている道路のうち、災害時における活動拠等や施設等と連絡するなど防災上特に重要な役割を担うものについて、耐震診断義務化道路の指定を検討する必要がある。 (建設部)</p> <p>○ 物流機能を維持するため、市幹線道路の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。 (農林水産部、建設部)</p> <p>○ <u>津波に強い海岸の整備及び長寿命化対策、漁港の耐震・耐津波機能診断及び機能保全等を進める必要がある。</u> (農林水産部)</p> <p>○ 災害発生時において、<u>道路啓開</u>や応急復旧等を迅速に行うため、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。 (建設部)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等) ○ 緊急輸送道路等の多重性（リダンダンシー）を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。（再掲） (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・長寿命化対策を実施した橋梁数（累計） 20橋 [建設部]</p> | <p>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p> <p>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 重点 (緊急物資の備蓄促進) ○ 計画的な備蓄を進めるとともに、市民や企業に対しては、3日分（可能であれば1週間分）の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。 (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等) (略) ○ 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、<u>道路橋の耐震化</u>、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。 (総務部、市民環境部、医療部、建設部、消防本部)</p> <p>(略) ○ 府と連携し地震発生直後から必要とする活動ができるよう、緊急輸送道路等や市幹線道路網にしている道路のうち、災害時における活動拠等や施設等と連絡するなど防災上特に重要な役割を担うものについて、耐震診断義務化道路の指定を検討する必要がある。 (建設部)</p> <p>○ 物流機能を維持するため、市幹線道路の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。 (農林水産部、建設部)</p> <p>○ <u>津波、高潮及び海岸浸食等に備えて、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を著実に進める必要がある。</u> (農林水産部)</p> <p>○ 災害発生時において、<u>がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保</u>や応急復旧等を迅速に行うため、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。 (建設部)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等) ○ 緊急輸送道路等の<u>冗長性確保</u>の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。（再掲） (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・長寿命化対策を実施した橋梁数（R3） 36橋 [建設部]</p> | <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> |
| 52 | <p><指標：現状値> (略) ・長寿命化対策を実施した橋梁数（累計） 20橋 [建設部]</p> | <p><指標：現状値> (略) ・長寿命化対策を実施した橋梁数（R3） 36橋 [建設部]</p> | <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|---|--|
| 53 | <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 (集落の孤立を防止するための道路ネットワークの整備等)</p> <p>○ 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進める必要がある。 (建設部)</p> <p>(略)</p> <p>○ 孤立した集落への救援ルートとなる道路の啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。 (建設部)</p> <p>(孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)</p> <p>○ 孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル、擁壁等の適切な管理に努め、災害発生直後でもこれらストックの機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。 (建設部)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> | <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 (孤立集落防止に向けた道路ネットワークの整備等)</p> <p>○ 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進める必要がある。 (建設部)</p> <p>(略)</p> <p>○ 孤立した集落への救援ルートの早期確保、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。 (建設部)</p> <p>(孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)</p> <p>○ 孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル、擁壁等の適切な管理に努め、災害発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。 (建設部)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>表現の適正化</p> |
| 54 | <p>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>(消防人材の確保・育成)</p> <p>○ 消防団への加入を進めるとともに、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。 (消防本部)</p> <p>(地域防災力の充実・強化)</p> <p>○ 市民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。 (総務部、消防本部)</p> <p>○ 地域毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。 (総務部、教育委員会)</p> | <p>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>(消防人材の確保・育成)</p> <p>○ 消防団への加入を進めるとともに、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。 (消防本部)</p> <p><u>○ 消防団員や自主防災組織・自治会等と連携した避難訓練等を実施し、災害時に適切な避難ができるような人材の養成を行う必要がある。</u> (総務部、消防本部)</p> <p>(家庭・学校・地域等における防災対策)</p> <p>○ 市民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。 (総務部、消防本部)</p> <p>○ 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や水害等避難行動タイムラインを作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。 (総務部、教育委員会)</p> | <p>表現の適正化</p> <p>・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>・時点修正</p> |
| 55 | <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化(全93棟中) 91% (R2) [施設所管部局] ・(再掲) 海上保安庁との合同訓練(1回/年) [消防本部] ・(再掲) 消防団員の定員に対する充足率(定員1,730人) 94.2% (R元) [消防本部] | <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化(全93棟中) 91% (R2) [施設所管部局] ・(再掲) 海上保安庁との合同訓練(1回/年) [消防本部] ・(再掲) 消防団員の定員に対する充足率(定員1,730人) 91.3% (R3) [消防本部] | <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|--|---|
| 56 | <ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊消防広域受援計画の策定（H30）〔消防本部〕 （再掲）自主防災組織の組織率（全225地区中172地区） 76.4%（R元）〔総務部〕 （再掲）市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 26件 1,320千円（R元）〔総務部〕 （再掲）地区防災計画の作成自治会数 6自治会（R元）〔総務部〕 <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> （再掲）市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 222人（R元）〔消防本部〕 （再掲）市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 1,981人（R元）〔消防本部〕 （再掲）市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 1,496人（R元）〔市立病院〕 （再掲）消防団車両の更新（20年未満の車両割合） 77.9%（R元）〔消防本部〕 （再掲）ふるさとレスキューの取組状況 8地区（R元）〔消防本部〕 <p>2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 （一時避難所の確保） ○ 避難所やホテル・旅館の耐震化を進める必要がある。あわせて、公的施設について避難所指定を促進するとともに、中規模ホテル・旅館をはじめとする民間施設を避難所として活用できるようにしていく必要がある。さらに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等や観光関連事業者と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。 （総務部、商工観光部）</p> <p>（帰宅困難者対策） ○ 近隣市町、<u>関係事業者と警察等の実動組織が連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進し、円滑な支援対策を行う</u>必要がある。 （総務部）</p> <p>（鉄道不通時の代替輸送手段の確保等） ○ 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、<u>代替輸送手段の確保等について公共交通事業者等と協定を締結するなど、方策を検討する必要がある</u>。 （市長公室、商工観光部）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊消防広域受援計画の策定（H30）〔消防本部〕 （再掲）自主防災組織の組織率（全225地区中173地区） 76.9%（R3）〔総務部〕 （再掲）市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 25件 980千円（R3）〔総務部〕 （再掲）地区防災計画の作成自治会数 7自治会（R3）〔総務部〕 （再掲）水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区（R4）〔総務部〕 <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> （再掲）市職員まちづくり出前講座「普通救命講習会」受講者数 172人（R3）〔消防本部〕 （再掲）市職員まちづくり出前講座「一般救命講習会」受講者数 530人（R3）〔消防本部〕 （再掲）市職員まちづくり出前講座「救命救急講習等」受講者数 1,496人（R元）〔市立病院〕 （再掲）消防団車両の更新（20年未満の車両割合） 82.3%（R3）〔消防本部〕 （再掲）ふるさとレスキューの取組状況 9地区（R3）〔消防本部〕 <p>2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 （一時避難所の確保） ○ 避難所やホテル・旅館の耐震化を進める<u>とともに、一時避難所として中規模ホテル・旅館をはじめとする民間の施設が活用できるように、避難所としての指定を促進する</u>必要がある。さらに、コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業者等や観光関連事業者と連携した帰宅支援ステーションの充実を図る必要がある。 （総務部、商工観光部、建設部）</p> <p>（帰宅困難者対策） ○ 近隣市町、<u>警察、消防等と連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進するとともに、企業等に対しては従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す</u>必要がある。 （総務部、消防本部）</p> <p>（鉄道不通時の代替輸送手段の確保等） ○ 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、<u>被害の状況に応じて、公共交通機関と連携し、代替輸送手段の確保等に努める</u>。 （市長公室、商工観光部）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 京都府国土強靱化地域計画の改定 時点修正 |
| 57 | <p>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 重点</p> <p>（災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の整備、維持管理等） （略） ○ 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。（再掲） （総務部、市民環境部、建設部、消防本部）</p> | <p>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災・<u>感染症のまん延</u>、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 重点</p> <p>（災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の整備、維持管理等） （略） ○ 医療機関と搬送機関の情報共有・連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、<u>道路橋の耐震化</u>、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。（再掲） （総務部、市民環境部、建設部、消防本部）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 医療部修正 表現の適正化 |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|---|------------------------------------|
| 58 | <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部) <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定率(対象者1,572人中、台帳登録者1,477人)4.0%(R元) [健康長寿福祉部] ・福祉避難サポートリーダーの確保6人(R元) [健康長寿福祉部](略) ・(再掲)長寿命化対策を実施した橋梁数(累計)20橋 [建設部] <p>2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p> <p>(被災地・避難所の感染拡大防止及び衛生管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における感染拡大防止マニュアルの策定及び食品衛生確保ガイドラインの普及並びに断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。 (総務部、健康長寿福祉部) ○ 感染症のまん延防止のため、府と連携し、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。 (健康長寿福祉部) ○ 被災者等の健康管理やメンタルケアの充実を図る必要がある。 (健康長寿福祉部) ○ 避難所における衛生環境及び生活環境を保全するための環境整備を行う必要がある。 (総務部、健康長寿福祉部、教育委員会) ○ 多数の被災者が共同生活する指定避難所において、トイレ機能を迅速に確保するため、トイレ確保計画を作成するとともに、下水道区域における既存合併処理浄化槽の存置について有効活用を検討するなど、公衆衛生環境の向上を図る必要がある。 (総務部、教育委員会) <p>(BCPの運用、下水道施設の機能確保) (略)</p> | <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路等の冗長性確保の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部) <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定率(対象者1,467人中、台帳登録者1,349人)92.0%(R3) [健康長寿福祉部] ・福祉避難サポートリーダーの確保13人(R3) [健康長寿福祉部](略) ・(再掲)長寿命化対策を実施した橋梁数(R3)36橋 [建設部] <p>2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p> <p>(被災地・避難所の感染拡大防止及び衛生管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>避難所等における感染症のまん延を防止するため、衛生環境を適切に確保するとともに、分散避難を促進する必要がある。</u> (総務部、健康長寿福祉部) ○ 感染症のまん延防止のため、府と連携し、<u>有症者の隔離</u>、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。 (健康長寿福祉部) ○ 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及並びに断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。 (総務部、市民環境部、健康長寿福祉部) ○ 被災者等の健康・<u>食事</u>管理やメンタルケアの充実を図る必要がある。 (健康長寿福祉部) ○ 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援の充実を図る必要がある。 (健康長寿福祉部) ○ 避難所における衛生環境及び生活環境を保全するための環境整備を行う必要がある。 (総務部、健康長寿福祉部、教育委員会) ○ 多数の被災者が共同生活する指定避難所において、トイレ機能を迅速に確保するため、トイレ確保計画を作成するとともに、下水道区域における既存合併処理浄化槽の存置について有効活用を検討するなど、公衆衛生環境の向上を図る必要がある。 (総務部、教育委員会、<u>施設所管部局</u>) <p>(BCPの運用、下水道施設の機能確保) (略)</p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>時点修正</p> |
| 59 | <p>○ 災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道施設長寿命化計画、下水道ストックマネジメント計画(策定中)及び農業集落排水施設最適整備構想に基づく下水道施設の長寿命化及び耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。</p> | <p>○ 災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道施設長寿命化計画、下水道ストックマネジメント計画及び農業集落排水施設最適整備構想に基づく下水道施設の長寿命化及び耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。</p> | <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|---|---|
| 60 | <p style="text-align: right;">(上下水道部)</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道ストックマネジメント計画策定 67% (R元) [上下水道部] ポンプ場の耐震化 久美浜第1汚水中継ポンプ場、久美浜第6汚水中継ポンプ場 [上下水道部] 処理場・ポンプ場の改築更新 (実施中) 峰山・大宮浄化センター、網野浄化センター、橘浄化センター、丹後浄化センター、久美浜浄化センター、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場 [上下水道部] 感染症対策の備蓄品 不織布マスク、N95マスク、タイベックスーツ、ゴーグル、手袋、手指消毒液、消毒用アルコール (R2) [健康長寿福祉部] 新型コロナウイルス感染防止対策の備蓄品 段ボールベッド25セット、パーテーション 255セット、プライベートテント 14基、マット 520枚、大型扇風機 37基、衛生用品 (不織布マスク、フェイスシールド、手指消毒液、ハンドソープ、除菌消毒液、除菌シート、ビニールエプロン、ビニール手袋等) (R2) [総務部] 下水道BCP 策定済 (H29) [上下水道部] 重要下水管渠における地震対策実施率 (公共下水道) (全44.8km中40.9km) 91.3% (R元) [上下水道部] 合併処理浄化槽設置状況 2,574基 (R元) [上下水道部] 高齢者のインフルエンザワクチン接種率 59.7% (R元) [健康長寿福祉部] 身体障害者等のインフルエンザワクチン接種率 78.6% (R元) [健康長寿福祉部] <p>2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 (避難所の生活環境の充実)</p> <p>○ <u>空調設備や避難生活に必要な資機材等が不十分であるため、健康被害が発生する恐れがあり、避難所の設備、資機材等を整備する必要がある。</u> (総務部、施設管理部局)</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所用の備蓄品 段ボールベッド 25セット、パーテーション 255セット、プライベートテント 14基、マット 520枚、大型扇風機 37基、毛布 4,779枚、折りたたみベッド 18台、簡易トイレ 50式、簡易トイレ用テント 50張、簡易トイレ用凝固剤 3,100個、ポータブル水洗トイレ 2台 (R2) [総務部] 災害時応援協定締結状況 (仮設トイレの優先供給) 1件 (H21) [総務部] 避難所開設運営訓練実施地区数 6地区 (R元) [総務部] <p>3 必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 (警察機能の維持対策等) (略)</p> <p>○ 警察機能の不全に備えて、<u>平素から管内事情を踏まえた警察署の移転先の確保等機能維持対策を推進する必要がある。</u> (市民環境部)</p> | <p style="text-align: right;">(上下水道部)</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道ストックマネジメント計画策定 100% (R2) [上下水道部] ポンプ場の耐震化 久美浜第1汚水中継ポンプ場、久美浜第6汚水中継ポンプ場 [上下水道部] 処理場・ポンプ場の改築更新 (実施中) 峰山・大宮浄化センター、網野浄化センター、橘浄化センター、丹後浄化センター、久美浜浄化センター、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場 [上下水道部] 感染症対策の備蓄品 不織布マスク、N95マスク、タイベックスーツ、ゴーグル、手袋、手指消毒液、消毒用アルコール (R2) [健康長寿福祉部] <u>避難所用の備蓄品 段ボールベッド 214セット、パーテーション 482セット、プライベートテント 154基、マット 370枚、大型扇風機 90基、毛布 4,848枚、折りたたみベッド 18台、簡易トイレ 154式、簡易トイレ用テント 125張、簡易トイレ用凝固剤 23,860個、ポータブル水洗トイレ 2台 (R3) [総務部]</u> 新型コロナウイルス感染防止対策の備蓄品 段ボールベッド214セット (再掲)、パーテーション 482セット (再掲)、プライベートテント 154基 (再掲)、マット 370枚 (再掲)、大型扇風機 90基 (再掲)、<u>非接触型体温計 60個</u>、衛生用品 (不織布マスク、フェイスシールド、手指消毒液、ハンドソープ、除菌消毒液、除菌シート、ビニールエプロン、ビニール手袋等) (R3) [総務部] <u>災害時応援協定締結状況 (仮設トイレの優先供給) 1件 (H21) [総務部]</u> <u>避難所開設運営訓練実施地区数 6地区 (R元) [総務部]</u> 下水道BCP 策定済 (H29) [上下水道部] 重要下水管渠における地震対策実施率 (公共下水道) (全44.8km中40.9km) 91.3% (R元) [上下水道部] 合併処理浄化槽設置状況 2,604基 (R3) [上下水道部] 高齢者のインフルエンザワクチン接種率 58.3% (R3) [健康長寿福祉部] 身体障害者等のインフルエンザワクチン接種率 61.9% (R3) [健康長寿福祉部] <p>3 必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 (警察部隊の応援・受援体制の充実) (略)</p> <p>○ 警察機能の不全に備えて<u>確保している警察署の代替施設への移転訓練等を行うなど、平時</u>から管内事情を踏まえた<u>機能維持対策</u>を推進する必要がある。</p> | <p>時点修正</p> <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>・表現の適正化 ・時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|---|
| 61 | <p>3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全 (高速鉄道網の整備) ○ 首都圏と関西を繋ぐ移動手段等の多様性及びリダンダシーを確立するため、国、府県、鉄道事業者が進める北陸新幹線やリニア中央新幹線等の高速鉄道網の整備等に連携する必要がある。 (市長公室)</p> <p>3-3 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 重点 (庁舎等の防災拠点機能の確保) (略) ○ 市災害対策本部の機能を有する代替施設を確保する必要がある。 (市長公室、総務部)</p> <p>(業務継続体制の整備) ○ 実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高め緊急参集体制を強化する必要がある。 (全部局)</p> <p>(災害情報の収集体制の強化) ○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。 (総務部、全部局)</p> <p><指標：現状値> (略) ・市業務継続計画（BCP）策定状況 策定済（H30）〔総務部〕 (略) ・地方自治体間の災害時応援協定の締結件数 8件（R元）〔総務部〕</p> <p>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p> <p>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p> | <p>(市民環境部)</p> <p>3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全 (高速鉄道網の整備) ○ 首都圏と関西を繋ぐ移動手段等の多様性及び冗長性を確立するため、国、府県、鉄道事業者が進める北陸新幹線やリニア中央新幹線等の高速鉄道網の整備等に連携する必要がある。 (市長公室)</p> <p>3-3 市の職員・施設等の被災・<u>感染症のまん延</u>による機能の大幅な低下 重点 (庁舎等の防災拠点機能の確保) (略) ○ <u>庁舎周辺等の被災により市災害対策本部の設置が困難な場合に備え</u>、市災害対策本部の機能を有する代替施設を確保する必要がある。 (市長公室、総務部)</p> <p>(業務継続体制の整備) ○ <u>緊急連絡体制を充実させるとともに</u>、実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めていく必要がある。 (全部局)</p> <p>(災害情報の収集体制の強化) ○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、<u>I o t ・ A I 技術等を活用した</u>情報収集体制を強化する必要がある。 (総務部、全部局)</p> <p><u>(感染症への対応)</u> ○ <u>新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。</u> (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>○ <u>感染拡大時の避難所の運営について、有症者の隔離等を適切に対応できる体制を構築する必要がある。</u> (総務部、健康長寿福祉部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・市業務継続計画（BCP）策定状況 策定済（H30）〔総務部〕 ・<u>市業務継続計画（BCP）新型コロナウイルス感染症対応編 策定済（R2）</u>〔総務部〕 (略) ・地方自治体間の災害時応援協定の締結件数 10件（R4）〔総務部〕</p> <p>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p> <p>4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>政策企画課修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を想定</p> <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|--|--|
| 62 | <p>(災害に強い情報通信基盤の整備)</p> <p>○ 防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化や防災行政無線設備の更新等、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する必要がある。</p> <p>(総務部、消防本部)</p> <p>(災害情報を迅速・的確に把握するシステムの整備)</p> <p>○ 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、スマートフォンやタブレット端末等を活用し、現場から災害情報を迅速に収集する体制を構築する必要がある。</p> <p>(総務部、消防本部)</p> | <p>(災害に強い情報通信基盤の整備)</p> <p>○ <u>市民への迅速な情報伝達</u>や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化や防災行政無線設備の更新等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する必要がある。</p> <p>(総務部、消防本部)</p> <p>(災害情報の迅速・的確な把握)</p> <p>○ 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、<u>進化したデジタル技術</u>をスマートフォンやタブレット端末等を<u>通じて</u>活用し、現場から災害情報を迅速に収集する必要がある。</p> <p>(総務部、消防本部)</p> <p><u>(災害時の通信サービスの確保等)</u></p> <p>○ <u>自家発電機や予備蓄電池等の設置、移動電源車の配備等、電源確保を促進するとともに、車載型無線基地局の配備や災害用伝言板サービスの提供により市民等への情報伝達の強化を促進する必要がある。</u></p> <p>(総務部、施設所管部局)</p> <p><u>(関係機関等による情報連絡体制の整備)</u></p> <p>○ <u>緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。</u></p> <p>(消防本部)</p> <p><u>(外国籍市民等への災害時支援等)</u></p> <p>○ <u>多言語による生活情報の発信、防災ガイドブックの整備、携帯メールによる防災情報の発信を行うとともに、防災訓練等の実施により、災害時の支援体制の構築を図る。また、その実効性を確保するため、外国籍市民と協働・連携した事業、多文化共生施策や課題に関する意見交換等を通して、日本語能力が十分でない外国籍市民が安心して不自由なく生活できる環境を整える施策を推進する必要がある。</u></p> <p>(市長公室、総務部)</p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>・表現の適正化</p> <p>・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |
| 63 | <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態(市民への情報伝達)</p> <p>○ 全国瞬時警報システムや防災行政無線、消防車等の活用による情報伝達体制を拡充する必要がある。</p> <p>(総務部、消防本部)</p> <p><指標：現状値> (略)</p> <p>・(再掲) <u>洪水、土砂災害ハザードマップ「市防災マップ」</u>作成 (H27) [総務部]</p> | <p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態(市民への情報伝達)</p> <p>○ 全国瞬時警報システム (<u>J-ALERT</u>) や防災行政無線、消防車等の活用による情報伝達体制を拡充する必要がある。</p> <p>(総務部、消防本部)</p> <p><指標：現状値> (略)</p> <p>・(再掲) 市防災マップ作成 (H27) [総務部]</p> <p>・(再掲) <u>市洪水、土砂災害ハザードマップ作成 (R3)</u> [総務部]</p> | <p>表現の適正化</p> <p>・字句修正</p> <p>・時点修正</p> |
| 64 | <p>4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 重点</p> <p>(市民への情報伝達)</p> | <p>4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 重点</p> <p>(市民への情報伝達)</p> | <p>表現の適正化</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|--|---|
| 65 | <p>(略)</p> <p>○ 全国瞬時警報システムや防災行政無線、消防車等の活用による警報伝達体制を拡充する必要がある。(再掲) (総務部、消防本部)</p> <p>(関係機関等による情報連絡体制の整備)</p> <p>○ 緊急時の連絡体制を強化するとともに、防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。 (消防本部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 洪水、土砂災害ハザードマップ「市防災マップ」作成 (H27) [総務部]</p> <p>5 経済活動を機能不全に陥らせない</p> <p>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 (市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。 (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数(累計) 20橋 [建設部]</p> <p>5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲) (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数(累計) 20橋 [建設部]</p> | <p>(略)</p> <p>○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)や防災行政無線、消防車等の活用による警報伝達体制を拡充する必要がある。(再掲) (総務部、消防本部)</p> <p>(関係機関等による情報連絡体制の整備)</p> <p>○ 緊急時の連絡体制を強化するとともに、<u>警察や消防等の</u>防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。<u>(再掲)</u> (消防本部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 市防災マップ作成 (H27) [総務部] ・<u>(再掲) 市洪水、土砂災害ハザードマップ作成 (R3) [総務部]</u></p> <p>5 経済活動を機能不全に陥らせない</p> <p>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 (市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ <u>物流機能を維持するため</u>、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも<u>確実に機能する</u>よう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。 (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>冗長性確保</u>の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]</p> <p>5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ <u>物流機能を維持するため</u>、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも<u>確実に機能する</u>よう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲) (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>冗長性確保</u>の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]</p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>・字句修正 ・時点修正</p> <p>・表現の適正化 ・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>時点修正</p> <p>・表現の適正化 ・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>時点修正</p> |
| 66 | <p>(略)</p> <p>○ 全国瞬時警報システムや防災行政無線、消防車等の活用による警報伝達体制を拡充する必要がある。(再掲) (総務部、消防本部)</p> <p>(関係機関等による情報連絡体制の整備)</p> <p>○ 緊急時の連絡体制を強化するとともに、防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。 (消防本部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 洪水、土砂災害ハザードマップ「市防災マップ」作成 (H27) [総務部]</p> <p>5 経済活動を機能不全に陥らせない</p> <p>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 (市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。 (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数(累計) 20橋 [建設部]</p> <p>5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲) (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数(累計) 20橋 [建設部]</p> | <p>(略)</p> <p>○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)や防災行政無線、消防車等の活用による警報伝達体制を拡充する必要がある。(再掲) (総務部、消防本部)</p> <p>(関係機関等による情報連絡体制の整備)</p> <p>○ 緊急時の連絡体制を強化するとともに、<u>警察や消防等の</u>防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。<u>(再掲)</u> (消防本部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 市防災マップ作成 (H27) [総務部] ・<u>(再掲) 市洪水、土砂災害ハザードマップ作成 (R3) [総務部]</u></p> <p>5 経済活動を機能不全に陥らせない</p> <p>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 (市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ <u>物流機能を維持するため</u>、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも<u>確実に機能する</u>よう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。 (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>冗長性確保</u>の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]</p> <p>5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ <u>物流機能を維持するため</u>、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも<u>確実に機能する</u>よう、耐震化や津波対策等の防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲) (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>冗長性確保</u>の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]</p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>・字句修正 ・時点修正</p> <p>・表現の適正化 ・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>時点修正</p> <p>・表現の適正化 ・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|---|
| 67 | <p>5-4 海上輸送の機能の停止による物流の甚大な影響 (海岸施設等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 市が管理する漁港施設の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等、防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。 (農林水産部)</p> <p>5-5 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 重点 (市幹線道路等の整備、維持管理等) (略)</p> <p>○ 大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。(再掲) (市民環境部、建設部)</p> <p>○ 市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等、防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲) (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 救助や物資供給を行うための「命の道」となる山陰近畿自動車道をはじめ、緊急輸送道路、主要な幹線道路等の整備を推進するとともに、リダンダンシー確保の観点から、これらの重要な道路を補完する道路についても優先的に整備する必要がある。 (建設部)</p> <p>○ 複軸の交通ネットワークの構築(災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保)に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークの整備や、新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を促進するため、国、府等と連携協力する必要がある。 (市長公室、建設部)</p> <p><指標：現状値></p> | <p>5-4 海上輸送の機能の停止による物流への甚大な影響 (海岸施設等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 市が管理する漁港施設の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等、防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。 (農林水産部)</p> <p>5-5 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 重点 (市幹線道路等の整備、維持管理等) (略)</p> <p>○ 大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、<u>道路橋の耐震化</u>、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。(再掲) (市民環境部、建設部)</p> <p>○ <u>物流機能を維持するため</u>、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも<u>確実に機能する</u>よう、耐震化や津波対策等、防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲) (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 救助や物資供給を行うための「命の道」となる山陰近畿自動車道をはじめ、緊急輸送道路、主要な幹線道路等の整備を推進するとともに、<u>冗長性</u>確保の観点から、これらの重要な道路を補完する道路についても優先的に整備する必要がある。 (建設部)</p> <p>○ <u>交通ネットワークの多重化</u>(災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保)に向けて、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークの整備や、新幹線をはじめとした鉄道ネットワークの整備等を促進するため、国、府等と連携協力する必要がある。 (市長公室、建設部)</p> <p><指標：現状値></p> | <p>表現の適正化</p> <p>・表現の適正化 ・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |
| 68 | <p>5-7 食料等の安定供給の停滞 (市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。(再掲) (市民環境部、建設部)</p> <p>○ 市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波</p> <p>・(再掲)市道舗装率 61.6% (H30) [建設部]、(再掲)長寿命化計画を策定した橋梁数(累計)855 橋 [建設部]、(再掲)長寿命化対策を実施した橋梁数(累計) 20 橋 [建設部]</p> | <p>5-7 食料等の安定供給の停滞 (市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 大型標識柱、交通監視カメラや信号機電源付加装置等の交通安全施設の整備、<u>道路橋の耐震化</u>、放置車両の撤去に係る民間団体と国府道の道路管理者との連携を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する必要がある。(再掲) (市民環境部、建設部)</p> <p>○ <u>物流機能を維持するため</u>、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも<u>確実に機能する</u>よう、耐震化や</p> <p>・(再掲)市道舗装率 61.6% (H30) [建設部]、(再掲)長寿命化計画を策定した橋梁数(累計)855 橋 [建設部]、(再掲)長寿命化対策を実施した橋梁数(R3) 36 橋 [建設部]</p> | <p>時点修正</p> <p>・表現の適正化 ・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|---|------------------------------------|
| 69 | <p>対策等、防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲)</p> <p>(農林水産部、建設部)</p> <p>(資材の供給体制の整備)</p> <p>○ 農林水産業者の早期経営再建に向け、資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送路、農道・林道等の確保・整備を推進する必要がある。</p> <p>(農林水産部、建設部)</p> <p><指標：現状値> (略)</p> <p>・ (再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数 (累計) 20橋 [建設部]</p> | <p>津波対策等、防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲)</p> <p>(農林水産部、建設部)</p> <p>(資材の供給体制の整備)</p> <p>○ 農林水産業者の早期経営再建に向け、資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送路等及び林道等の確保・整備を推進する必要がある。</p> <p>(農林水産部、建設部)</p> <p><指標：現状値> (略)</p> <p>・ (再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]</p> | <p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> |
| 70 | <p>5-8 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p> <p>(上水道施設の耐震化)</p> <p>○ 上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を進める必要がある。</p> <p>(上下水道部)</p> <p>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p> <p>6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</p> <p>(電力の確保)</p> <p>○ エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。</p> <p>(市民環境部)</p> <p>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 重点</p> <p>(BCPの運用、下水道施設の機能確保)</p> <p>○ 下水道BCPに基づき、災害時における汚水処理機能の維持または早期復旧を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(上下水道部)</p> <p>○ 災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道施設長寿命化計画、下水道ストックマネジメント計画(策定中)及び農業集落排水施設最適整備構想に基づく下水道施設の長寿命化及び耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。(再掲)</p> <p>(上下水道部)</p> <p><指標：現状値></p> <p>・ (再掲) 下水道ストックマネジメント計画策定 67% (R元) [上下水道部]</p> | <p>5-8 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響</p> <p>(上水道施設の耐震化)</p> <p>○ 上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を進める必要がある。</p> <p>(上下水道部)</p> <p>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p> <p>6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止</p> <p>(電力の確保)</p> <p>○ エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーや蓄電池等の導入を促進する必要がある。</p> <p>(市民環境部)</p> <p>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 重点</p> <p>(BCPの運用、下水道施設の機能確保)</p> <p>○ 下水道BCPに基づき、災害時における汚水処理機能の維持または早期復旧を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(上下水道部)</p> <p>○ 災害時における汚水処理機能を確保するため、下水道施設長寿命化計画、下水道ストックマネジメント計画及び農業集落排水施設最適整備構想に基づく下水道施設の長寿命化及び耐震化等の整備を計画的に進める必要がある。(再掲)</p> <p>(上下水道部)</p> <p><指標：現状値></p> <p>・ (再掲) 下水道ストックマネジメント計画策定 100% (R2) [上下水道部]</p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>時点修正</p> |
| 71 | <p>6-4 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止 重点</p> | <p>6-4 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止 重点</p> | |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|---|--|
| 72 | <p>(輸送ルート確保の強化)</p> <p>○ 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等ルートを実際に早期に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなど整備を進める必要がある。さらに、市幹線道路等の橋梁の耐震化、無電柱化、法面対策及び重要な交通施設を守るためにも治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害等の対策を着実に推進する必要がある。 (建設部)</p> <p>○ 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制を維持する必要がある。 (建設部)</p> <p>(鉄道施設の耐震化)</p> <p>○ 多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋りょうや高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲) (市長公室)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や津波対策等、防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲) (農林水産部、建設部)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の多重性(リダンダンシー)を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p>○ 予防的な修繕及び計画的な架替えを図ることで、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の削減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検、修繕を行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲)長寿命化対策を実施した橋梁数(累計) 20橋 [建設部]</p> <p>6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全 (上水道施設の耐震化)</p> | <p>(輸送ルート確保の強化)</p> <p>○ 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等ルートを実際にかつ早期に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなど整備を進める必要がある。さらに、市幹線道路等の重要な道路を守るためにも橋梁の耐震化、無電柱化、法面、冠水、治水、土石流、海岸侵食、津波、高潮、雪害及び停電・節電等対策を着実に推進する必要がある。 (建設部)</p> <p>○ がれき等を撤去し、緊急車両等の救護ルートの早期確保や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制を維持する必要がある。 (建設部)</p> <p>(鉄道施設の耐震化)</p> <p>○ 乗降客の多い主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、鉄道事業者や国、府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲) (市長公室)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 物流機能を維持するため、市幹線道路等の橋梁、トンネル、擁壁や漁港施設等の適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でも確実に機能するよう、耐震化や津波対策等、防災対策と併せて計画的な修繕や改築工事を進める必要がある。(再掲) (農林水産部、建設部)</p> <p>○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、山陰近畿自動車道をはじめとした高速道路や国府道の整備促進を図る必要がある。また、広域幹線道路と一体となった道路ネットワーク形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、幹線道路の未整備箇所への早期整備に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p>(災害情報の収集体制の強化)</p> <p>○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、IoT・AI技術等を活用した情報収集体制を強化する必要がある。 (総務部、全部局)</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲)長寿命化対策を実施した橋梁数 (R3) 36橋 [建設部]</p> <p>6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全 (河川、漁港海岸等の整備・耐震化及び機能保全の推進)</p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>・京都府国土強靱化地域計画の改定 ・表現の適正化</p> <p>時点修正</p> <p>表現の適正化</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|----|
| 73 | <p>○ 現行の用水供給整備水準を超える渇水等に対しては、限られた水資源を有効に活用する観点から、それぞれ水系が異なる浄水場間を接続し相互に融通しあう体制を基本とし、機能維持のため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を進める必要がある。 (上下水道部)</p> <p>○ 上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を進める必要がある。(再掲) (上下水道部)</p> | <p>○ <u>日本海側で想定される津波に備えて、国、府、市や関係機関が連携し、設計津波に対応できる漁港海岸保全施設等や河川堤防等の整備・耐震化の推進といったハード施策と警戒避難体制の整備等のソフト施策を組み合わせた津波防災対策を進める必要がある。(再掲)</u> (総務部、農林水産部、建設部)</p> <p>○ <u>津波からの避難を確実にを行うため、避難場所や避難路の確保等の対策を関係機関が連携して進める必要がある。(再掲)</u> (総務部、建設部)</p> <p><u>(河川管理施設、漁港海岸保全施設等の整備、維持管理等)</u></p> <p>○ <u>大規模津波による災害が想定される河川、漁港海岸保全施設等の適正な管理に努め、津波襲来時にもこれらの施設等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事等を進めていく必要がある。(再掲)</u> (農林水産部、建設部)</p> <p><u>(災害に強い情報通信基盤の整備)</u></p> <p>○ <u>市民への迅速な情報伝達や防災関係機関相互の情報共有を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化や防災行政無線設備の更新等、通信システムの業務継続性の確保や強化を促進する必要がある。(再掲)</u> (総務部、消防本部)</p> <p><u>(災害情報の迅速・的確な把握)</u></p> <p>○ <u>災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、進化したデジタル技術をスマートフォンやタブレット端末等を通じて活用し、現場から災害情報を迅速に収集する必要がある。(再掲)</u> (総務部、消防本部)</p> <p><u>(防災拠点施設等における電源の確保)</u></p> <p>○ <u>防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置する必要がある。(再掲)</u> (総務部、消防本部、施設所管部局)</p> <p><u>(関係機関等による情報連絡体制の整備)</u></p> <p>○ <u>緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る必要がある。(再掲)</u> (消防本部)</p> <p><u>(地籍調査の推進)</u></p> <p>○ <u>被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。</u> (建設部)</p> | |
| 74 | <p>7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</p> <p>7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p> | <p>7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</p> <p>7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 (住宅・建築物等の耐震化)</p> | |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|---|--|
| 75 | <p>(火災発生の防止対策)</p> <p>○ 災害発生時に利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を市民に啓発する必要がある。 (再掲) (消防本部)</p> <p>(救助体制の強化のための耐震化)</p> <p>○ 消火活動、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、法面防災対策等を着実に実施する必要がある。 (建設部)</p> <p>(文化財の防火対策)</p> <p>○ 指定文化財建築物に対する各種消防用設備の設置及び適正な維持管理について指導するとともに、初期消火体制の確立を図る必要がある。 (消防本部)</p> <p>○ 市は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を<u>する</u>必要がある。 (教育委員会)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>多重性(リダンダンシー)</u>を確保する観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化(全93棟中) 91%(R2) [施設所管部局] ・(再掲) 鉄道舎の耐震化率 100%(H10) [市長公室] ・(再掲) 市立小・中学校の耐震化率 100%(H27) [教育委員会] ・(再掲) 住宅の耐震化率 69.2%(H27) [建設部] ・(再掲) 木造住宅耐震診断補助実施数(累計) <u>244</u>件 [建設部] | <p>○ <u>市内の住宅総数は約2万棟あり、これらの住宅建築物は約8割が木造であり、被害を最小限に食い止めるため建築物の耐震化を促進する必要がある。(再掲)</u> (建設部)</p> <p>○ <u>災害時の防災拠点等と位置付けられる公益性が高い多数のものが利用する建築物について、情報提供等を含め支援等を検討し耐震診断や耐震改修を促進する必要がある。(再掲)</u> (建設部、施設管理部局)</p> <p>○ <u>耐震性の低い市営住宅の建て替え等により耐震化を進めるとともに、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、安全性を確保していく必要がある。(再掲)</u> (建設部)</p> <p>○ <u>社会福祉施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)</u> (健康長寿福祉部)</p> <p>○ <u>学校施設の躯体部分の耐震化については完了しているが、行政機能を維持するため、施設の長寿命化を計画的に推進する必要がある。(再掲)</u> (教育委員会)</p> <p>(火災発生の防止対策)</p> <p>○ 災害発生時に利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動<u>等</u>について市民に啓発する必要がある。(再掲) (消防本部)</p> <p>(救助体制の強化のための耐震化)</p> <p>○ 消火活動、救急救援活動等に必要な緊急輸送道路<u>等</u>や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱化、法面防災対策、<u>沿道の建築物の耐震化</u>等を着実に実施する必要がある。 (建設部)</p> <p>(文化財の防火対策)</p> <p>○ 指定文化財建築物に対する各種消防用設備の設置及び適正な維持管理について指導するとともに、初期消火体制の確立を図る必要がある。 (消防本部)</p> <p>○ 市は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を<u>行う</u>必要がある。 (教育委員会)</p> <p>(市幹線道路等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 緊急輸送道路等の<u>冗長性確保</u>の観点から、市幹線道路等の整備を優先的に行う必要がある。(再掲) (建設部)</p> <p><指標：現状値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化(全93棟中) 91%(R2) [施設所管部局] ・(再掲) 鉄道<u>駅</u>舎の耐震化率 100%(H10) [市長公室] ・(再掲) 市立小・中学校の耐震化率 100%(H27) [教育委員会] ・(再掲) 住宅の耐震化率 69.2%(H27) [建設部] ・(再掲) 木造住宅耐震診断補助実施数(累計) <u>256</u>件 [建設部] | <p>・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>・表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|---|--------------------------------------|
| 76 | <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 自主防災組織の組織率(全225地区中172地区) <u>76.4%</u>(R元) [総務部] ・(再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>26</u>件 <u>1,320</u>千円(R元) [総務部] ・(再掲) 地区防災計画の作成自治会数 <u>6</u>自治会(R元) [総務部] <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 消防団員の定員に対する充足率(定員1,730人) <u>94.2%</u>(R元) [消防本部] ・(再掲) 防火水槽等整備数(累計) <u>646</u>箇所(R元) [消防本部] ・(再掲) 消火栓整備数(累計) <u>1,509</u>箇所(R元) [消防本部] ・(再掲) 消防団車庫・詰所総数 <u>78</u>箇所(R元) [消防本部] ・(再掲) 20年未満の消防車両の割合 <u>88.2%</u>(R元) [消防本部] ・(再掲) 消防訓練実施事業所数(年間) <u>123</u>事業所(R元) [消防本部] ・(再掲) 自治会の防災訓練実施率 <u>80.0%</u>(R元) [総務部] ・(再掲) 避難行動要支援該当者 <u>1,572</u>人中、台帳登録者<u>1,477</u>人(R元) [健康長寿福祉部] <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数(累計) <u>20</u>橋 [建設部] <p>7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺</p> <p>(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等)</p> <p>○ 府と連携し地震発生直後から必要とする活動ができるよう、緊急輸送道路や市幹線道路網にしている道路のうち、災害時における活動拠等や施設等と連絡するなど防災上特に重要な役割を担うものについて、耐震診断義務化道路の指定を検討する必要がある。(再掲)</p> <p>(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>○ 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進していく必要がある。(建設部)</p> <p>7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生</p> <p>(ため池の防災対策)</p> <p>○ <u>ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、万一の決壊に備え防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する必要がある。あわせて、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する必要がある。</u></p> <p>(農林水産部)</p> <p>(河川管理施設等の整備、維持管理等)</p> <p>○ 河川堤防、樋門、頭首工、排水機場等の河川管理施設の適切な管理に努め、<u>異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。</u></p> | <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 自主防災組織の組織率(全225地区中173地区) <u>76.9%</u>(R3) [総務部] ・(再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>25</u>件 <u>980</u>千円(R3) [総務部] ・(再掲) 地区防災計画の作成自治会数 <u>7</u>自治会(R3) [総務部] <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 消防団員の定員に対する充足率(定員1,730人) <u>91.3%</u>(R3) [消防本部] ・(再掲) 防火水槽等整備数(累計) <u>720</u>箇所(R3) [消防本部] ・(再掲) 消火栓整備数(累計) <u>1,507</u>箇所(R3) [消防本部] ・(再掲) 消防団車庫・詰所総数 <u>75</u>箇所(R3) [消防本部] ・(再掲) 20年未満の消防車両の割合 <u>82.3%</u>(R3) [消防本部] ・(再掲) 消防訓練実施事業所数(年間) <u>116</u>事業所(R3) ・(再掲) 自治会の防災訓練実施率 <u>80.0%</u>(R元) [総務部] ・(再掲) 避難行動要支援該当者 <u>1,467</u>人中、台帳登録者<u>1,349</u>人(R3) [健康長寿福祉部] <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 長寿命化対策を実施した橋梁数(R3) <u>36</u>橋 [建設部] <p>7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺</p> <p>(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等)</p> <p>○ 府と連携し地震発生直後から必要とする活動ができるよう、緊急輸送道路等や市幹線道路網にしている道路のうち、災害時における活動拠等や施設等と連絡するなど防災上特に重要な役割を担うものについて、耐震診断義務化道路の指定を検討する必要がある。(再掲)</p> <p>(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>○ 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進していく必要がある。(建設部)</p> <p><u>○ 道路の陥没による交通麻痺を防ぐため、前兆現象である路面の沈下やひび割れ等の異常について、日常のパトロール等において、早期発見に努める必要がある。</u></p> <p>(建設部)</p> <p>7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生</p> <p>(農業用水利施設の防災対策)</p> <p>○ <u>人的被害を及ぼすおそれのある防災上重要となる農業用ため池(防災重点農業用ため池)を中心として、老朽化したため池等農業用水利施設の適切な維持管理を行う。また、防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成・公表などのソフト対策を進め、市民の防災意識の向上を図る必要がある。(再掲)</u></p> <p>(農林水産部)</p> <p>(河川管理施設等の適切な維持管理等)</p> <p>○ 河川堤防、樋門、頭首工、排水機場等の河川管理施設及び雨水幹線等の下水道施設等の適切な管理に努め、<u>集中豪雨時等でも施設の機能が確実に発揮されるよう、海岸保全施設の機能保全や老朽化対策を着実に進める必要がある。(再掲)</u></p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>表現の適正化</p> |
| 77 | | | |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|---|---|
| 78 | <p style="text-align: right;">(農林水産部、建設部)</p> <p><指標：現状値> ・(再掲) 防災重点ため池のハザードマップ作成 <u>20</u>箇所 (R元) [農林水産部]</p> <p>7-5 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 地方自治体間の災害時応援協定の締結件数 <u>8</u>件 (R元) [総務部]</p> <p>7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 重点</p> <p>(農地・農業用施設の保全管理) (略) ○ 地すべりにより農地等が流亡・埋設する恐れのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する必要がある。 (農林水産部)</p> | <p style="text-align: right;">(農林水産部、建設部)</p> <p><指標：現状値> ・(再掲) 防災重点ため池のハザードマップ作成 <u>49</u>箇所 (R3) [農林水産部]</p> <p>7-5 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大</p> <p><指標：現状値> (略) ・(再掲) 地方自治体間の災害時応援協定の締結件数 <u>10</u>件 (R4) [総務部]</p> <p>7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 重点</p> <p>(農地・農業用施設の保全管理) (略) ○ <u>所有者不明農地については、関係法令に基づく「不明所有者の見なし同意」制度の活用により、適正な農地の管理を促すとともに、</u>地すべりにより農地等が流亡・埋没するおそれのある地域について、農地等の保全のための地すべり防止対策を実施する必要がある。 (農林水産部)</p> <p><u>(地籍調査の推進)</u> ○ <u>被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。(再掲)</u> (建設部)</p> | <p>時点修正</p> <p>・時点修正 ・京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>表現の適正化</p> |
| 79 | <p><指標：現状値> ・農と環境を守る地域協働活動（日本型直接支払のうち多面的機能支払）の取組面積 <u>2,788</u>ha (R元) [農林水産部] ・中山間地域等直接支払交付金（日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払）の取組面積 <u>397</u>ha (R元) [農林水産部] ・間伐実施面積（過去 5 年間の累計面積） <u>28.82</u>ha (H27～R元) [農林水産部]</p> <p>7-7 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散</p> <p><指標：現状値> ・市地域防災計画 原子力災害対策編修正 (R元)、原子力災害住民避難計画策定 (H25) [総務部]</p> | <p><指標：現状値> ・農と環境を守る地域協働活動（日本型直接支払のうち多面的機能支払）の取組面積 <u>2,921</u>ha (R3) [農林水産部] ・中山間地域等直接支払交付金（日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払）の取組面積 <u>397</u>ha (R元) [農林水産部] ・間伐実施面積（過去 5 年間の累計面積） <u>22.02</u>ha (H29～R3) [農林水産部]</p> <p>7-7 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散</p> <p><指標：現状値> ・市地域防災計画 原子力災害対策編修正 (R3)、原子力災害住民避難計画策定 (H25) [総務部]</p> <p><u>7-8 大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生することによる社会生活機能の停止</u> <u>(感染症への対応)</u> ○ <u>新たな感染症に迅速に対応できる体制を構築する必要がある。(再掲)</u> (総務部、健康長寿福祉部)</p> | <p>時点修正</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を想定</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|--|
| 80 | <p>8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p> <p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>重点</p> <p>(災害廃棄物の処理の推進)</p> <p>(略)</p> <p>○ 一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理するため災害廃棄物処理計画の早期策定を図るとともに処理体制の構築を進め、維持する必要がある。</p> <p>(市民環境部)</p> <p>8-2 復興を支える体制等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</p> <p>(建設業等の担い手の確保・育成等)</p> <p>○ 災害発生時において、道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(建設部)</p> | <p><u>(防疫対策)</u></p> <p>○ <u>感染症の発生・まん延を防ぐため、府等と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。(再掲)</u></p> <p>(健康長寿福祉部、市民環境部)</p> <p>○ <u>マスク、ガウン、医療用手袋等のPPE(個人防護具)の多くは海外で生産されており、各国の輸出規制などにより感染症のまん延時には供給が不安定となるため、消毒用アルコールを含め医療資材の備蓄をする必要がある。</u></p> <p>(総務部、健康長寿福祉部)</p> <p><u>(まん延防止のための情報発信)</u></p> <p>○ <u>感染状況や経済情勢を踏まえた適切な対策に時期を逸することなく取り組むとともに、市民や事業者に対して必要な情報発信を行う必要がある。</u></p> <p>(総務部、健康長寿福祉部)</p> <p>8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p> <p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>重点</p> <p>(災害廃棄物の処理の推進)</p> <p>(略)</p> <p>○ 一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物や海岸漂着物等を速やかに処理するため災害廃棄物処理計画の早期策定を図るとともに処理体制の構築を進め、維持する必要がある。</p> <p>(市民環境部)</p> <p>8-2 復興を支える体制等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</p> <p><u>(大規模な災害からの復興)</u></p> <p>○ <u>地域の社会経済活動への影響を踏まえつつ、国や府との適切な役割分担の下、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建や地域経済の復興等を図る必要がある。</u></p> <p>(総務部、全部局)</p> <p><u>(生活と住居の再建支援)</u></p> <p>○ <u>被災に備え、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を強化する必要がある。</u></p> <p>(市長公室、総務部、全部局)</p> <p>(建設業等の担い手の確保・育成等)</p> <p>○ 災害発生時において、<u>がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保</u>や応急復旧等を迅速に行うため、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。(再掲)</p> <p>(建設部)</p> | <p>時点修正</p> <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>表現の適正化</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|--|--|--|
| 81 | <p>8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 <u>(地籍調査の推進)</u> ○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。 (建設部)</p> <p>8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <p>(地域防災力の強化) ○ 地域毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲) (総務部、教育委員会)</p> <p>○ 災害時声かけ運動や<u>避難行動タイムライン作成運動</u>、地域の災害危険箇所の確認運動等、被害を軽減するための運動を啓発する必要がある。 (総務部)</p> <p><指標：現状値> ・(再掲) 自主防災組織の組織率(全225地区中172地区) <u>76.4%</u> (R元) [総務部] ・(再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>26件 1,320千円</u> (R元) [総務部] ・(再掲) 地区防災計画の作成自治会数 <u>6自治会</u> (R元) [総務部] (略) ・(再掲) 消防団員の定員に対する充足率(定員1,730人) <u>94.2%</u> (R元) [消防本部]</p> | <p>8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 <u>(不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)</u> ○ <u>社会福祉施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)</u> (健康長寿福祉部) ○ <u>学校施設の躯体部分の耐震化については完了しているが、行政機能を維持するため、施設の長寿命化を計画的に推進する必要がある。(再掲)</u> (教育委員会)</p> <p><u>(文化財の防火対策)</u> ○ <u>指定文化財建築物に対する各種消防用設備の設置及び適正な維持管理について指導するとともに、初期消火体制の確立を図る必要がある。(再掲)</u> (消防本部) ○ <u>市は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援を行う必要がある。(再掲)</u> (教育委員会)</p> <p>(地域防災力の強化) ○ 地域毎に意見交換しながら地区防災計画や<u>水害等避難行動タイムライン</u>を作成し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲) (総務部、教育委員会)</p> <p>○ 災害時声かけ運動や地域の災害危険箇所の確認運動等、被害を軽減するための運動を啓発する必要がある。 (総務部)</p> <p><指標：現状値> ・(再掲) 自主防災組織の組織率(全225地区中173地区) <u>76.9%</u> (R3) [総務部] ・(再掲) 市自主防災組織資機材購入補助金交付実績 <u>25件 980千円</u> (R3) [総務部] ・(再掲) 地区防災計画の作成自治会数 <u>7自治会</u> (R3) [総務部] ・(再掲) <u>水害等避難行動タイムラインの作成地区数 100地区</u> (R4) [総務部] (略) ・(再掲) 消防団員の定員に対する充足率(定員1,730人) <u>91.3%</u> (R3) [消防本部]</p> | <p>6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全へ移項</p> <p>表現の適正化</p> <p>時点修正</p> |

| ページ | 現行 | 改正案 | 備考 |
|-----|---|--|--------------------------------------|
| 83 | <p>8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p><u>(建築、建設業者の育成・確保)</u> ○ 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建築、建設業者の育成・確保を図る必要がある。 <u>(建設部)</u></p> | <p>8-5 住宅再建や事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p><u>(生活と住居の再建支援)</u> ○ <u>大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助により隙間を埋める「互助」の仕組みの構築が必要である。</u> <u>(総務部、健康長寿福祉部)</u></p> <p><u>(建設業等の担い手の確保・育成等)</u> ○ <u>災害発生時において、がれき等の撤去による緊急車両等の救護ルートの早期確保や応急復旧等を迅速に行うため、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。</u> <u>(再掲)</u> <u>(建設部)</u></p> <p><u>(ライフラインの早期復旧)</u> ○ <u>災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から市と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。(再掲)</u> <u>(総務部)</u></p> | <p>京都府国土強靱化地域計画の改定</p> <p>表現の適正化</p> |